



Title	分配的正義の経済理論 : 責任と補償アプローチ
Author(s)	吉原, 直毅; Yoshihara, Naoki
Citation	経済学研究, 53(3), 373-402
Issue Date	2003-12-16
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/5362">https://hdl.handle.net/2115/5362</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_v53(3)_22.pdf



# 分配的正義の経済理論

## ——責任と補償アプローチ——

吉原直毅

### 1. 「責任と補償」論とドウウォーキン「資源の平等」論

従来、厚生経済学において、分配の公正は個人々の主観的厚生をベースとして考察されてきた。その代表的議論として、個人々の効用が基数的に測定可能で個人間比較可能である場合の資源配分の公正さを評価する基準として、「功利主義原理」<sup>1)</sup>や「厚生 of the 平等」<sup>2)</sup>原理、あるいは、個人々の効用が序数的にのみ測定可能で個人間比較不可能である場合における基準として、無羨望 (no-envy) 原理 (Foley (1967))、平等 = 等価 (egalitarian equivalent) 原理 (Pazner and Schmeidler (1978a)) 等を挙げる事が出来る。ドウウォーキン (Dworkin (1981a)) は、何が「平等主義的分配」理論として適切であるかという問題の考察を通じて、厚生主義的分配の公正基準のうち、とりわけ「厚生 of the 平等」論に関して以下のような批判をした<sup>3)</sup>。

- 1) ベンサム流の功利主義的基準、すなわち基数的で個人間比較可能な個人の効用の総和を最大にするような社会的帰結を善しとする立場は、厚生主義的な価値判断の典型例である。
- 2) 個人々の効用が、基数的に測定可能で個人間比較可能である場合に、パレート効率的な配分であり、かつ、全ての個人が分配された資源の消費を通じて獲得する効用水準が均等である事を要請する基準を「厚生 of the 平等」と呼ぶ。「厚生 of the 平等」基準を交渉ゲームの文脈において一つの交渉解 (平等主義解) として定式化し、公理的に特徴づけた文献としてカライ (Kalai (1977)) を挙げる事が出来る。
- 3) その議論は基本的に厚生主義的分配的正義論一般に適用可能である。

3人の個人への資源 (貨幣) の配分の問題を考える。今、個人1は心身健康であり、彼の消費嗜好も極めて標準的なもので、パンとビールの食事を摂る生活であっても十分な満足を得るものとする。個人2は心身健康であるが、極めて出費のかかる消費嗜好を発達させてきており、キャビアと高級ワイン無しでは日々の生活に十分な満足を得られないものとする。個人3は生まれつきのハンディキャップを有していて、健康な個人に変わらぬ日常生活を送る為には様々な器具を要するものとする。今、この個人々の消費嗜好は効用関数で表現可能であり、それは基数的測定可能であり、かつ、個人間比較可能であるとしよう。そのとき、個人1がパン一斤とビール一杯の食事を摂る生活から得る効用水準  $\bar{u}$  と等しい効用を得る為には個人2は十分なキャビアと高級ワイン一本を消費できなければならないとしよう。さらに個人3がパン一斤とビール一杯の食事を摂る生活から得る効用水準を個人1のそれと等しい水準にする為には、個人3は電動付き車椅子を利用しなければならないとしよう。今、社会に賦存する総貨幣額は3人が全員、効用水準  $\bar{u}$  を享受できるだけの大きさであるとするならば、「厚生 of the 平等」基準に基づいて実行される政策は3人が等しく効用水準  $\bar{u}$  を享受するような貨幣配分を行うであろう。しかし、この政策は我々の直観的な倫理観と整合的であるとは思われない。この場合の政策は個人2及び3への貨幣配分が個人1へのそれより多くなる。つまり「厚生 of the 平等」主義的政策はハンディキャップを背負っている事

に起因する個人3の効用欠損を補償すると共に個人2の「出費のかかる選好」に起因する効用欠損をも同様に補償する事を意味する。しかしながら、後者が自らの自発的選択の結果による欠損であり、したがってその帰結に対して個人2は責任を負うべき(responsible)であるのに対して、後者は本人の自発的選択に依らない、ハンディキャップの存在という環境的要因に基づく欠損であり、従ってその帰結に対して個人3は責任がない(non-responsible)事柄である。「厚生 of 平等」基準に基づいて社会状態を評価する限り、この様な要因の違い——それが個人の責任を負うべき要因かそうでないか——を区別する事はない。しかし公正な再分配政策、補償政策はある個人の欠損が責任的要因であるか否かに知覚的であるべきであるというのが、ドゥウォーキン「厚生 of 平等」批判のエッセンスの一つである<sup>4)</sup>。

「厚生 of 平等」に代替する平等主義的分配論としてドゥウォーキンが展開したのが「資源 of 平等」論である。ドゥウォーキンは「資源 of 平等」論こそが、帰結に及ぼす個人の責任的要因を適切に取り扱う平等主義的再分配政策の提示を可能にすると考えた。ここで言うところの資源とは、土地、商品、物的資本財等、譲渡可能な(transferable)資源のみならず、環境制約的な(circumstantial)資源、すなわち、個人の労働スキルレベルやその他の資質、あるいはハンディキャップ水準等々、個人が偶然的に賦与された能力・資質をも含む概念である<sup>5)</sup>。以下、前者を外的資源(external resources)、後者を内的資源(internal resources)と呼ぶ事にする。内的資源をも考察の対象にする事によって、ドゥウォーキンの議論は、偶然的・環境的要因に基づく個人々の状態の格差こそ社会的補

償の対象であり、個人の目的や価値、選好の多元性に基づく個人々の状態の格差に対しては政策的中立性を保つような分配基準の設定を試みていると言える。実際、先程の3人の個人への貨幣配分の問題に戻って、「資源 of 平等」論を考察すれば、「資源 of 平等」の立場は以下のような政策の実行を要請する事が解る：第一に、個人2は個人1と同額の貨幣額を受け取るに過ぎない。個人2の「出費のかかる選好」故に彼の効用の享受水準が個人1のそれよりも低くなるとしてもそれは個人1の責任であり、社会的補償の対象にはならないからである。第二に、個人3に割り当てられる貨幣額は個人1や2のそれよりも多くなるであろう。つまりハンディキャップの存在という内的資源の欠損に伴う個人3の効用欠損は個人3に責任のない事柄故に社会的補償の対象になり得る。

換言すれば、「厚生 of 平等」論は不平等の帰結が導かれる限り、帰結に影響を及ぼす要因の全てが社会的補償の対象になるのに対して、「資源 of 平等」論は社会に個人間の不平等が存在する時、それを生み出す要因を個人的責任性を有する要因、すなわち個人の選好、と個人的責任のない環境的要因、すなわち内的資源、とに選別し、後者に基づく不平等のみを是正の対象にする立場であると整理する事が出来る<sup>6)</sup>。

ドゥウォーキンの「資源 of 平等」論の基本的立場を以上の様に整理した上で次に問題になるのは、「資源 of 平等」主義的分配基準の設定に際して、内的資源賦存の個人間格差に起因する個人々の帰結の格差というものをいかにして同定するかという点である。換言すれば、内的資源賦存の個人間格差が存在する下ではいかなる外的資源の配分が、譲渡不可能な内的資源をも含めた包括的資源の平等を導くものと見做しうるであろうかという問題である。

4) 「厚生主義」批判の文献としては、Sen(1979, 1980, 1985)をも参照の事。

5) ドゥウォーキンの資源の概念に関するこれらの説明はローマーに負っている。Roemer(1996, p242-7)を参照の事。

6) このような平等主義的分配論を「要因選別的平等主義」(factor-selective egalitarian)として分類する事が出来よう。(Fleurbaey(1995c))

この問題に対して、以下で展開するようにドゥウォーキン自身は「仮想的保険市場メカニズム」を、包括的資源の平等基準を満たす資源配分の実行メカニズムとして、提唱する。この提案を詳細に検討して、仮想的保険市場メカニズムによって導かれる外的資源の配分は、「資源の平等」論が意図する資源配分を満たすべき基本的性質を満たさない事を明らかにしたのがジョン・ローマーの研究である(Roemer(1985))。ローマーはさらに「仮想的保険市場メカニズム」に取って代わるであろう「資源の平等」主義的配分ルールを満たすべき最低限の条件を幾つかの公理として定式化し、これらの公理を満たす配分ルールの割り当てる外的資源配分が常に「厚生平等」基準を満たすものである事を示した(Roemer(1986, 1987))。この定理によってローマーは、ドゥウォーキンの提唱する包括的資源の平等論とは、ドゥウォーキンの当初の意図とは異なり、個人的責任のない環境的要因に基づく不遇のみを社会的に補償する議論ではなく、不平等な帰結を生み出す要因すべてを是正する議論、すなわち「厚生平等」論に還元されてしまう事、従って「個人的責任のない要因に基づく補償」という考え方——以下ではこれを「責任的補償原理」<sup>7)</sup>と称する事にする——と「資源の平等」論の不整合な組み合わせを明らかにしようとした。以下の議論では、このローマーのドゥウォーキン批判の試みは基本的には失敗に終わったと言ふべきである事を明らかにする。

ドゥウォーキンにおいて顕在する「責任的補償原理」というアイデアそれ自体は継承しつつ、何が個人的責任要因であり、何が非責任要因であるかの選別に関する「ドゥウォーキンのカット」(Dworkin's cut)、すなわち「選好」対「資源」という枠組みに異論を唱え、「厚生機会に対する平等」(Equality of Opportunity for Welfare)という代替的な平等主義

的分配論を提示したのがアーネソンである(Arneson(1989))。

ではそもそも「責任的補償原理」というアイデアそれ自体は論理的に整合的な議論であると言えるのであろうか?この問題をミクロ経済理論の枠組みを用いて論じたのがフロウベイ、ボッサール等に代表される「責任と補償」に関する経済理論である(Bossert(1995) and Fleurbaey(1994, 1995a, b), etc.)。彼らの議論は、以下で詳細に述べる様に、個人の責任性を配慮し、責任を負うべき要因にのみ基づく帰結はそのまま是認されるべきであるという「責任性の原理」と個人に責任のない要因にのみ基づく帰結は社会的是正の対象になるという「補償の原理」とは両立不可能であり、従って「責任的補償原理」は論理的に不整合である事を示そうとした。以下では彼らの不可能性定理は必ずしもドゥウォーキンやアーネソン達が定めた「責任的補償原理」のエッセンスの論理的破綻を意味しないのではないかという事を述べる。つまり、フロウベイ達の「責任性の原理」の定式化それ自体の適切性がまずもって問われるべきである事を論じたいと思う<sup>8)</sup>。

## 2. ドゥウォーキンの「資源の平等」論と仮説的保険市場メカニズム

それでは内的資源賦存の個人間格差が存在する下で、「包括的資源の平等」基準を導出する外的資源の配分ルールについての議論を進めよう。その様な配分ルールとしてドゥウォーキンはある仮説的保険市場メカニズム(hypothetical insurance market)を考え、このメカニズムから仮想的に導出される外的資源配分こそ、ハン

8) 以上の議論は静学的な資源配分問題において適用される「責任と補償」の理論である。他方、より動学的な、世代間資源配分問題の論脈でも「責任と補償」の基準は、その意味・定義が静学的論脈のそれとは若干違うものの、重要な意義を持ちうる。詳しくは鈴木・吉原(2000)を参照の事。

7) この呼び方は、後藤・吉原(1997)に拠る。

ディキャップのある個人に対して社会的にどれほど補償するかを決定する為の評価基準としての「包括的資源の平等」基準となる、と考えた。

仮想的保険市場モデルは以下の様な状況を想定する。いま個々人は自分の効用関数、すなわち、生き方への嗜好性や野心の程度等々、について自覚しているが、自分がいかなる資質水準を持って生まれてくるかについてはある種の「誕生くじ」によって決定されるが故に、不確実性が存在すると仮定する。人々が内的資源に関して持っている情報は、この社会での資質水準の客観的確率分布だけである<sup>9)</sup>。ここで、低水準の資質やもしくは重度のハンディキャップのくじを引いてしまった個人の、その後の人生に関する期待効用は、より低いものにならざるをえない。対して、優れた資質くじを引くことのできた個人の期待効用はより高いものになる。いま、すべての個人は等しい額の貨幣を与えられていて、それを用いて外的資源（物的資本財や消費財等）を購入することができると同時に、ハンディキャップを持って生まれた場合への保険を購入することもできるとする。この条件付き債券市場を伴う市場経済において均衡が存在するならば、その均衡において各個人は、「誕生くじ」の結果として自分に帰属する可能性のあるハンディキャップ水準それぞれに対する補償金額が明記された保険契約を締結しているのである。この「誕生くじ」の設定とそれに対する保険契約の締結というストーリーは仮想的な世界である。しかしこの仮想的世界の構成によって、現実のある特定の個人がある水準のハンディキャップを背負って存在している世界を、仮想

的「誕生くじ」のもたらし得る一つの帰結であると解釈する事が可能である。従って、仮想的な世界での保険契約均衡が、この現実の世界でハンディキャップのある個人にどれだけの外的資源による補償を行うべきかという問題に関する解を示していると考えられる事が出来る。つまり、現実の世界であるハンディキャップを被っている個人が、もし「誕生くじ」に対する仮想的な保険市場が存在したならば、このハンディキャップの可能性に対して購入したであろう条件付き補償こそが、この現実の世界において、「包括的資源の平等」論に照らして公正な補償政策を定めるのである。

ではなぜこの「誕生くじ」に対する仮想的な保険市場の下での均衡配分が「包括的資源の平等」基準の導出を意味すると言えるのであろうか？この問いに関連して、ドゥウォーキン<sup>10)</sup>は二種類の運(luck)概念、すなわちオプション・ラック(option luck)とブルート・ラック(brute luck)、を動員する。オプション・ラックとは、ギャンブルの享受によって伴う帰結に関する概念である。他方、ブルート・ラックとはギャンブルを経由せずに生ずるリスクに関する概念である。もし「誕生くじ」が公平なくじであり、全ての個人がくじに対する確率分布を正しく知っている下で、「誕生くじ」に対する保険市場が存在するならば、各個人が各内的資源くじに対してどれだけ保険を掛けるかもしくは掛けないかに関りなく、くじの結果はオプション・ラックを意味する。他方、「誕生くじ」に対する保険市場が存在しない下では、その帰結はブルート・ラックを含意する。従って、仮想的な保険市場メカニズムの導入は、内的資源分布の偶然性というブルート・ラックの問題をオプション・ラックの問題に置き換える事を意味するわけである。

従って、上記のような想定の下での保険市場均衡の帰結に対して、「資源の平等」主義者がクレームをつけるべき根拠はもはや存在しない。第一に、このようなオプション・ラックの帰結は、ドゥウォーキンに依れば、「誕生くじ」が

9) ローマー(1985)はこの様な状況を、「薄い無知のヴェール」と名づけた。ロールズ(1971)は「正義の二原理」がいかに社会契約として人々に同意され得るかを説明する為、「無知のヴェール」を設定した。そこでは、個々人は自分の資質水準ばかりでなく、自分の効用関数に関する不確実性が存在する。ドゥウォーキンの設定が「薄い」と称されるのは、このロールズの設定との比較ゆえにである。

公平なくじであり、くじに対する保険市場が市場の機会均等性を正しく維持し続けている限り、公正であると言わざるをえない。全ての個人は、くじに対する確率分布を正しく知っておりかつ己の選好を熟知している限り、市場において自発的に締結した保険契約の帰結に対してそれぞれ責任を負うべき立場である。また、この仮想的保険市場では全ての個人は初期賦存として均等な貨幣額を与えられており、従って、購入可能な保険契約に関する実質的機會集合は等しい。このような設定の下では、もはやブルート・ラックを含意するような事象は存在しない。なぜならば、この設定下で、もし個人間での保険契約に違いがあるとすれば、それは個人間の選好の違いを反映したもの以外に有り得ない。すなわち、ある水準のハンディキャップへの保険金が個人  $A$  の方が個人  $B$  より少ないのは、個人  $B$  に比して、個人  $A$  のリスク選好度の高さを反映するものであり、その様な選択の帰結に対して、個人  $A$  は責任を負わなければならない。従って、「資源の平等」論に立脚する限り、この帰結に対して社会的補償を要請する倫理的根拠は存在しない。

このように、仮想的保険市場メカニズムは、ブルート・ラックに起因して生じうる格差をオプション・ラックに起因する格差に置き換えることができる。したがって、包括的な「資源の平等」基準は、仮想的保険市場の均衡配分として設定することができるというわけである。また、上記の議論より、この保険市場均衡下では、等しいハンディキャップ水準を背負う個々人がいつも等しい補償を受け取るとは限らず、この補償額の格差は各個人のリスク選好の違いに起因した保険契約の内容に依存するという点にも気付くであろう。

### 3. ローマーによる、ドウウォーキンの「資源の平等」論批判

ローマー (Roemer (1985, 1986, 1994, and

1996))はマイクロ経済理論や公理的交渉ゲームの理論的分析装置を用いて、上述のドウウォーキンの議論を精確に分析し、いくつかの批判的見解を示している。その批判の主要なポイントは、第一に、ドウウォーキンの仮想的保険市場はそもそも「資源の平等」基準を設定するのに不適切なメカニズムではないか、というものであり、第二に、そもそも「資源の平等」基準は、ドウウォーキンが言うように、本当に「厚生平等」基準に取って変わる独立した基準であるのだろうか、というものである。

第一の問題に関して、以下の様な例で考えてみよう。今、二人の個人、 $A$  と  $B$  からなる共同体で、外的資源として総計  $\bar{C}$  のコーンがこの共同体に賦存しているとしよう。二人の個人  $A$  と  $B$  はそれぞれ基数的測定可能で個人間比較可能な効用関数  $v(\cdot)$  及び  $w(\cdot)$  を有しているとす。但し、この二つの効用関数の間には

$$\text{任意の } C \geq 0 \text{ に関して、} v(C) > w(C)$$

という関係が成立しているとしよう。この効用関数の違いの根拠がいったい何であるかは明らかにされていないものの、個人  $A$  と  $B$  は、それぞれの効用関数  $v(\cdot)$  及び  $w(\cdot)$  の特性に関して責任があるものとしよう。この経済環境では、資源の範疇に属する要素は外的資源であるコーンだけである。資源が譲渡可能な外的資源だけである限り、「資源の平等」論に基づく資源配分は直ちに、 $(C_1, C_2) = \left(\frac{1}{2}\bar{C}, \frac{1}{2}\bar{C}\right)$  となる。その結果として個人  $B$  の享受する効用水準は個人  $A$  のそれよりも低いものとなるが、この帰結における不平等は責任的要因に基づいている故に、何ら社会的是正の対象にはならない。

次に、この個人  $A$  と  $B$  の効用関数の効用生産性の違いは、実は二人の内的資源であるエンドルフィンの賦存量の違いに起因している事が明らかになったとしよう。さらに二人の効用関数は単にコーンの消費に対する選好を表現する

だけでなく、実はコーン消費とエンドルフィンの組み合わせに対する選好を表す共通の効用関数として書き換えられる事が明らかになったとしよう。二人の個人  $A$  と  $B$  が無自覚に消費していたそれぞれの内的資源であるエンドルフィンの賦存量を  $a_1$  と  $a_2$  で表し、それは  $a_1 > a_2$  という関係を満たすとしよう。さらにコーンとエンドルフィンの消費に対する選好を表現する、二人の個人の共通の効用関数を  $u(\cdot, \cdot)$  で表し、これは

任意の  $C \geq 0$  に関して、

$$u(C, a_1) = v(C), \text{ 及び } u(C, a_2) = w(C)$$

という性質を満たすものであるとしよう。これは明らかに  $u(C, a_2) < u(C, a_1)$  という性質を任意の  $C > 0$  に関して満たす。この外的資源の平等配分における帰結(効用水準)の不平等は今や二人の個人の互いに譲渡不可能な内的資源の不均等賦存に起因している事が明らかとなり、従って「包括的資源の平等」論はさらなる外的資源の再分配を要請する。なぜならば、この内的資源の不均等賦存は二人の個人の自発的意思の統制を超えた偶然的要因であるからである。

外的資源の再分配政策の内容を決定する為に、ここで仮想的にエンドルフィンの賦存量に関する「誕生くじ」を設定し、さらにドゥウォーキン流仮想的保険市場を設定しよう。今、この二人の個人は互いに等しい効用関数  $u(\cdot, \cdot)$  を持っている事を知っているが、内的資源  $a_1$  と  $a_2$  のいずれが自分に帰属する事になるのかについて不確定であるとしよう。いま、コーンは消費財であり、貨幣としても利用されていると考え、初期においてそれぞれの個人に  $1/2\bar{C}$  のコーンを分配するものとする。二人の個人はそのコーンを貨幣として、「誕生くじ」の結果に対する保険契約を締結する事を考える。その時に、任意の個人の保険契約に関する意思決定問題は、

$$\begin{aligned} \max_{C_1, C_2} & \frac{1}{2} [u(C_1, a_1) + u(C_2, a_2)] \\ \text{s.t. } & C_1 + C_2 = \bar{C}. \end{aligned}$$

で与えられる。ここで、 $C_1$  は個人  $A$  または  $B$  が、 $a_1$  というくじを引いたときに、保険金支払いもしくは受給の後に消費できるコーンの量である。同様に、 $C_2$  は個人  $A$  または  $B$  が、 $a_2$  というくじを引いた時に、保険金支払いもしくは受給の後に消費できるコーンの量である。いま、効用関数  $u(\cdot, \cdot)$  はコーン消費に関して単調増加であり、かつ強凹で連続微分可能な関数であるとす。さらに、分析の見通しをよくする為に以下の様な性質を満たすとしよう：

任意の  $C \geq 0$  に関して、

$$\frac{a_1}{a_2} u(C, a_2) = u\left(\frac{a_1}{a_2} C, a_1\right).$$

このような経済環境での保険市場均衡において、それが内点解であると仮定すれば、任意の個人の上述の最適化問題の一階条件は、 $u_c(C_1, a_1) = u_c(C_2, a_2)$  が成立することである。(但し、 $u_c(\cdot, \cdot)$  は  $u(\cdot, \cdot)$  の  $C > 0$  に関する偏微分係数を表す。) それゆえ、強凹かつ連続微分可能な性質と、上述の仮定により、最適な保険契約は

$$\frac{a_1}{a_2} C_2 = C_1$$

という性質を満たさなければならない。よって保険契約の履行の結果、外的資源の配分は  $C_1 > \frac{1}{2}\bar{C} > C_2$  という特徴を持ち、より不遇

な内的資源賦存の境遇故に再分配政策によって正の外的資源による補償を受けるべき立場にある個人  $B$  はむしろ再分配の結果、それ以前の平等な外的資源配分の状況よりも状態が悪化している。これは「資源の平等」論が目標とすべき帰結としての資源配分とは言えない。この例を通して、ローマーは、ドゥウォーキンが「資源の平等」論を提唱する動機として位置づけていた「責任的補償原理」と、「資源の平等」論

が目的とする「内的資源の欠損に対するより多くの外的資源の割り当てによる補償」という帰結としての資源配分の特性と両立し得ない事を明らかにしようとしているのである。しかし以上の議論はドゥウォーキン流仮想的保険市場メカニズムによっては両立出来ない事を示したに過ぎない。それ以外のどんなメカニズムを考えたとしても、「責任的補償原理」と「資源の平等」論の目的とが両立不可能である事を示さんとするのが、以下の第二の試みである。

第二の問題点に関しては、ローマー (Roemer (1986, 1987)) が、経済環境下の公理的交渉ゲーム理論の枠組みを用いて、「資源の平等」政策が満たすべき必要条件を4つの公理として定義した後、この4つの公理をすべて満たす資源配分ルールは唯一、「厚生平等」基準を実行するものだけであることを証明した。以下、経済環境下の公理的交渉ゲームのモデルを定義する。 $n$ 人から構成される社会を考え、それを集合  $N$  で記述する事にしよう。この社会での経済問題は純粋交換経済の下である与えられた資源の  $n$ 人の個人々人への配分問題であり、各個人の消費選好は基数的に測定可能で個人間比較可能な効用関数によって表されるものとする。今、この社会で認識されている財の種類が  $m$  個ある場合に、この  $m$  種類の財に対する効用関数のクラスを  $U^{(m)}$  で表し、それは  $R_+^m$  上の実数値関数であって、強単調増加、連続、かつ凹性を有し、さらに  $u(0) = 0$  である様な全ての関数の集合であると仮定する。ここで一つの経済環境は財の種類、財の総賦存、効用関数のプロファイル、以上4つの組み合わせ

によって定義され、 $e = \langle m; \bar{x}; u^1, \dots, u^n \rangle$  として記述される。但し、 $\bar{x} \in R_+^m$  であり、かつ、任意の  $i \in N$  に関して、 $u^i \in U^{(m)}$  であるとする<sup>10)</sup>。このように定義された、 $m$  種類の財のある経済環境のクラスは  $\Sigma^{(m)}$  で記述される。さらに  $\Sigma = \bigcup_m \Sigma^{(m)}$  であるとする。ある経済環境  $e \in \Sigma^{(m)}$  における効用可能性集合は、

$$A(e) := \{(\bar{u}^i)_{i \in N} \in R_+^n \mid \exists (\bar{x}^i)_{i \in N} \in R_+^{mn}, \sum_{i \in N} \bar{x}^i \leq \bar{x}, u^i(\bar{x}^i) = \bar{u}^i (\forall i \in N)\}$$

によって定義される。効用関数の仮定より、効用可能性集合  $A(e)$  は、強包括的 (strictly comprehensive) で、原点  $0 \in R_+^n$  を含む閉凸集合となる。

配分ルール(もしくは配分メカニズム)は各経済環境  $e \in \Sigma$  に対して実行可能配分集合  $Z(e)$  のある非空部分集合を割り当てる対応  $F$  である<sup>11)</sup>。ここでは、考察すべき配分ルールは以下の条件を満たすものに限定する：

**Axiom  $D^\Sigma$** ：配分ルール  $F$  は、任意の経済環境  $e \in \Sigma$  に対して、以下の2つの性質を持つ対応である：

**本質的一価性 (Essential single-valuedness)：**

$$\forall (x^i)_{i \in N}, (\hat{x}^i)_{i \in N} \in F(e),$$

$$u^i(x^i) = u^i(\hat{x}^i) (\forall i \in N),$$

及び、

**全対応 (Full correspondence)：**

$$\forall (x^i)_{i \in N}, (\hat{x}^i)_{i \in N} \in Z(e),$$

10) 例えば、先の2人の共同体でのコーンとエンドルフィンの例における経済環境はここでは以下のように記述される：

$$\langle 3; (\bar{C}, a_1, a_2); u_A, u_B \rangle$$

但し、 $u_A, u_B \in U^{(3)}$ 、かつ

任意の  $C \geq 0$  に関して、

$$u_A(C, a_1, 0) = u_A(C, a_1, a_2) = u(C, a_1)$$

$$\text{及び } u_B(C, 0, a_2) = u_B(C, a_1, a_2) = u(C, a_2)$$

11) ここでは議論の簡単化の為に、配分ルールの定義域として考える経済環境は全て強単調の効用関数プロファイルをもつ、従ってそこから導出される効用可能性集合は強包括的になるものだけに限っている。ローマーのオリジナルの議論 (Roemer (1988, 1996)) では、それ以外に弱単調の効用関数プロファイルをもつ、従ってそこから導出される効用可能性集合は弱包括的になるようなより広い経済環境のクラスをもルールの定義域として考察している。

$$[(x^i)_{i \in N} \in F(e) \& u^i(x^i) = u^i(\hat{x}^i) (\forall i \in N)] \\ \Rightarrow (\hat{x}^i)_{i \in N} \in F(e).$$

この条件によって、配分ルールは、自然な性質を満たす経済環境全てに関して、実行可能な資源配分の非空部分集合を指定するものであり、かつ、その集合のどの要素を選出しても各個人が獲得する効用水準は変わらないものとなる。

この配分ルールが「資源の平等」的配分ルールである限り最低限満たすべき条件としてローマーが定式化した4つの公理とは、「パレート最適性」<sup>12)</sup>、「経済的対称性」<sup>13)</sup>、「資源単調性」<sup>14)</sup>、および「次元間の資源配分の整合性」である。ローマーは「経済的対称性」と「資源単調性」は「資源の平等」を目的とする配分ルールが当然満たすべき必要条件であると位置づけた。他方、「次元間の資源配分の整合性」は、ドウウォーキンンの仮想的保険市場メカニズムが引き起こしてしまう上記の例——よりハンディキャップの大きい個人が資源配分政策によって状態がさらに悪化する——の状況を引き起こさない配分ルールを要請するものとして定義された。そもそも

- 12) パレート最適性 (PO) (Pareto Optimality):  
 $\forall e \in \Sigma, (x^i)_{i \in N} \in F(e)$  はパレート効率的配分である。
- 13) 経済的対称性 (Sy) (Economic Symmetry):  
 $\forall e = \langle m; \bar{x}; u^1, \dots, u^n \rangle \in \Sigma,$   
 $[u^i = u^j (\forall i, j \in N)$   
 $\Rightarrow (\bar{x}/n, \dots, \bar{x}/n) \in F(e)].$

この公理は以下の様な内容を持つ：配分ルールは、全員が同一の効用関数を持つならば、全員に等しい外的資源を配分しなければならない。

- 14) 資源単調性 (RMON) (Resource Monotonicity):  $\forall e = \langle m; \bar{x}; u^1, \dots, u^n \rangle, e' = \langle m; \bar{x}' u^1, \dots, u^n \rangle \in \Sigma, [\bar{x} \geq \bar{x}' \Rightarrow \mu_F(e) \geq \mu_F(e')],$

但し  $\mu_F(e) := (u^i(F^i(e)))_{i \in N} \& F^i(e)$  は  $F$  が  $e$  の下で個人  $i$  に割り当てた財ベクトルの集合。

この公理は以下の様な内容を持つ：配分ルールは、外的資源の賦存量が増加するという形で経済環境が変化したならば、いずれの個人の効用水準も悪化しないように配分しなければならない。

なぜこのような状況が生じてしまうのかについて、ローマーは、配分ルールが整合性 (consistency) の条件を満たさない事——仮想的保険市場メカニズムの下では、エンドルフィンが隠れた内定資源として人々の効用生産に影響を与えていた事が発見される以前と以後とで指定される配分が変わってしまう——が元凶であると考えた。しかしながら、そもそもいかなる内的資源が人々の効用生産に影響しているかを常に完全に社会が認識する事は極めて情報コストの要する事であって、むしろ事後的に内的資源が発見されたとしてもルールの指定する外的資源配分の値を変えずに済むように予め設計しておく方が望ましい。このような動機にもとづいて提唱された公理は以下の様に定式化される：

次元間の資源配分の整合性 (CONRAD) (Consistency of Resource Allocation across Dimension)<sup>15)</sup>:

環境  $e' = \langle m+l; (\bar{x}, \bar{y}); u^1, \dots, u^n \rangle \in \Sigma$  かつ、  
 $u^i \in U^{(m+l)} (\forall i \in N)$  において  
 $(\hat{x}^i, \hat{y}^i)_{i \in N} \in F(e')$  であるとする。但し、各個人は、財ベクトル  $y$  に対してその構成要素のうち高々1種類の財に対して正の効用を得るにすぎない。今  $m$  次元上の財空間で定義される効用関数で、以下の様なものを考える：

$$\forall x \in R_+^m, u^i(x) = u^i(x, \hat{y}^i) (\forall i \in N).$$

もし  $u^i(0) = 0 (\forall i \in N)$  ならば  $u^i \in U^{(m)}$  となり、許容可能な経済環境  $e^* = \langle m; \bar{x}; u^1,$

- 15) この公理は以下の様な内容を持つ：外的資源と内的資源が存在する経済環境における個々人の効用可能性集合が、外的資源だけが存在する経済環境における個々人の効用可能性集合と等しい場合には、より大きい財の次元を持つ前者の下で配分ルールによって指定される配分から内的資源の財ベクトルを取り払う形で構成される配分が、より小さい財次元を持つ後者の下で、配分ルールによって指定されなければならない。

$\dots, u^n \rangle$  が定義される。このとき、もし  $A(e^*) = A(e')$  ならば、 $(x^i)_{i \in N} \in F(e^*)$  とならねばならない。

以上の4つの公理を全て満たす「資源の平等」主義的配分ルールは以下に示すような特徴を持つ：

定理 ((Roemer(1986, 1988)))：パレート最適性 (PO)，経済的対称性 (Sy)，資源単調性 (RMON)，及び、次元間の資源配分の整合性 (CONRAD) を満たす唯一の配分ルール  $F$  が存在し、それは全ての個人に等しい効用水準を保証するパレート効率的配分を常に割り当てるものである。

この結果は、「資源の平等」主義的配分を実行するルールならば最低限満たすべき4つの必要条件によって公理的に特徴づけられるルールは「厚生 of 平等」的配分を実行するものだけである事を示している。ドゥウオーキンによれば、「資源の平等」と「厚生 of 平等」論とは、前者が「責任的補償原理」を満たすが後者は満たさないという点で、互いに相容れない原理であると位置づけられたわけだが、ローマーの定理は、4つの公理が確かに「資源の平等」の最小限の理念を適切に把握していると見做せる限りにおいて、ドゥウオーキンのフレームワークを根本的に批判する結果を意味していると言えよう。

この4つの公理は全て帰結主義的な公理であり、「責任的補償原理」の理念を反映する条件は一つもないが、ローマーの見解に基づけば、「責任的補償原理」に基づくドゥウオーキン流「資源の平等」論もまたこれらの公理を満たさなければならないという事になる。しかし「経済的対称性 (Sy)」を除く他の3公理はいずれ

も「資源の平等」の必要条件としては強すぎる要求<sup>16)</sup>か、もしくは本質的に無関係な要求<sup>17)</sup>である様に思われる。「責任的補償原理」に基づく「資源の平等」主義的配分ルールもまたこれら3公理を満たさなければならないという、倫理的根拠は必ずしも明瞭ではない<sup>18)</sup>。しかも以下で見ると、3公理の中には本質的に「責任的補償原理」に基づく「資源の平等」論と相容れない性質を伴う条件も含まれているようにみえる。

CONRAD がそれに相当する<sup>19)</sup>。この事を見る為に、先のコーンとエンドルフィンの経済の例を用いよう。注7で示したように、この例で定義される経済は

$$e' = \left\langle 3; (\bar{C}, a_1, a_2); u_A, u_B \right\rangle$$

18) Roemer(1994; chap. 7)では、4つの公理に対する批判に答える形で、それぞれの公理を別のもっともらしい公理に置き換えるといかなるルールが導出されるかについての検討を行っている。

19) 以下の議論のエッセンスはスキャンロン(Scanlon(1986))の CONRAD 批判と本質的に同タイプのものである。尚、ローマー自身、Roemer(1994; chap. 7; pp.178-9)において、このスキャンロンの CONRAD 批判を受け入れる形で、エンドルフィンの存在の発見によってハンディキャップのある個人の状態が却って悪くなる事を防ぐ為のより純粋な公理、「倒錯防止」(PP) (Perversity Prevention)を導入し、PO, Sy, RMON, PPの4公理を満たす配分ルールはもはや「厚生 of 平等」基準を満たすものにならない事を論じている。以下、2人の経済モデル上でPPの定義を与える：

倒錯防止 (PP) (Perversity Prevention)：任意の  $u, v \in U^{m+2}$  で、以下の2つの性質を持つものを考える：

- (1)  $\forall x \in R_+^m, \forall y \in R_+, u(x, y, 0) = v(x, 0, y),$
- (2)  $\forall z \in R_+, u(x, 0, z) = u(x, 0, 0)$   
 $= v(x, 0, 0) = v(x, z, 0).$

ここで  $e = \langle m+2; (\bar{x}, \bar{a}, \bar{b}), u, v \rangle, \bar{a} \geq \bar{b},$

$e^* = \langle m; \bar{x}; u^*, v^* \rangle,$  但し

$\forall x \in R_+^m, u^*(x) = u(x, \bar{a}, 0) \& v^*(x) = v(x, 0, \bar{b})$  であるとしよう。このとき、 $v(F^2(e)) \geq v^*(F^2(e^*))$  とならねばならない。

16) RMON 及び CONRAD がそれに相当する。

17) PO がそれに相当する。

で記述される。他方、エンドルフィンが隠された、 $e'$ の還元経済(reduced economy)は、

$$e^* = \langle 1; \bar{C}; v, w \rangle$$

で記述される。 $e'$ と $e^*$ との関係は確かにCONRADの前提条件を満たすものであり、従って、 $F(e') = F(e^*)$ が要請される。すでに明らかな様に、仮想的保険市場メカニズムはこの要請を満たさない。だが、個人Aと個人Bの効用関数の違いがエンドルフィンという隠れた内的資源の違いに起因するのではなく、個人Aに比して個人Bが常に享乐的な生活を選択し続ける事で「出費のかかる選好」を発達させてきたが故である場合もまた、環境は

$$e^{**} = \langle 1; \bar{C}; v', w' \rangle \text{ 但し } v' = v, w' = w$$

と表現され、これも環境 $e'$ の還元経済(reduced economy)となる。このとき、 $e'$ と $e^{**}$ との関係がCONRADの前提条件を満たす事も容易に確認できる為、 $F(e') = F(e^{**})$ とならねばならない。この事は、CONRADが配分ルールに対して、個人Bの効用欠損の原因が彼のハンディキャップである場合か、彼が自発的に「出費のかかる選好」を発達させてきた結果であるかに無関心である事を要求している事を意味する。以上より、CONRADは、配分ルールに「責任的補償原理」の理念を放棄する事を要求する、「資源の平等」論にとっては極めて強い条件であり、ルールに限りなく厚生主義的な性質を賦課する公理であるように思われる。実際、ローマー(Roemer(1988))自身が証明しているように、CONRADと以下で定義される「交渉問題における厚生主義」公理とは同値である事が示される<sup>20)</sup>：

20) 正確には、

$W \Rightarrow \text{CONRAD}$  かつ、

$\text{Axiom } D^{\Sigma} \cap \text{CONRAD} \Rightarrow W$

が成立する。ここではAxiom  $D^{\Sigma}$ を満たす配分ルールを仮定している為、WとCONRADの同値性が言える。

交渉問題における厚生主義(W) (Welfarism)：

$$\forall e, e' \in \Sigma, [A(e) = A(e') \Rightarrow \mu_F(e) \geq \mu_F(e')].$$

こうして見てくると、ローマーの一見パラドキシカルな帰結は、実は公理それ自体に結果が「厚生平等」を導出せざるを得ないようになる仕組みが隠されており、また、「責任的補償原理」の理念に基づくドゥウォーキン流「資源の平等」論は事実上、分析の最初から考察の対象より外されてしまっている事に気付くであろう。その意味で、ローマーのドゥウォーキン批判の第二点目は失敗に終わっていると言ってよいだろう<sup>21)</sup>。

#### 4. 「責任的補償原理」—「自然報酬の原理」と「補償の原理」による定式化—

ローマーは、ドゥウォーキンの「資源の平等」論によって導かれるであろう帰結の特徴に対して批判的分析を展開してきた(Roemer(1985, 1986))が、「資源の平等」論の理論的背景であって、ドゥウォーキン以後のアーネソン(Arneson(1989))やコーヘン(Cohen(1989, 1993))らの平等主義的哲学に継承された「責任的補償原理」自体は、ここ15年来の分配的正義論における注目すべき成果であると評価している(Roemer(1996; chap.8))。他方、この「責任的補償原理」自体を公理群として定式化し、この原理の論理的整合性、並びに、この原理によって正当化され得る配分ルールの特徴づけを、ミクロ経済理論の枠組みにおいて行ったのが、フロウベ

21) Yoshihara (2003, 2001) は、労働スキルに格差のある生産経済での資源配分の交渉問題を考え、「交渉問題における厚生主義」公理とは同値とならない様な非厚生主義的公理体系で、主要な交渉解(平等主義解、ナッシュ解、カライ=スモルディンスキー解)が特徴付けられる事を示した。そこではドゥウォーキンの「資源の平等」論を体現する交渉解は、ローマーの主張するような平等主義解ではなく、むしろナッシュ解である事も主張されている。

(Fleurbaey (1994, 1995a, b)), ボッサール (Bossert (1995)), フロウベイ & マニキュエ (Fleurbaey and Maniquet (1996, 1999a, b)) 等に代表される研究である。これらの諸研究では、まず帰結ないしは社会状態に影響を与える個人的諸要因を責任的要因 (responsible factors) と非責任要因 (non-responsible factors) に分別できる事を仮定する<sup>22)</sup>。その上で、「責任的補償原理」を二つの独立した原理に分解する。第一は、「自然報酬の原理 (principle of natural reward)」(Fleurbaey (1995b)) と呼ぶもので、これは以下の様に定義される：もし何らかの「自然報酬機構」が存在するならば、それは出来る限り自由に機能させるべきであり、個人は適切な意思決定を行う事、ないしは好ましい特徴を持つ事によって、その機構から利益を得るべきである。この原理に基づくと、責任的要因に関する個人の意思決定に起因する帰結の全てを彼は甘受しなければならない、と言われる。他方、第二の原理は「補償の原理 (principle of compensation)」(Fleurbaey (1995b)) と呼ぶもので、これは非責任的特質の格差による帰結への影響は外的資源によって相殺されるべき事を主張する。かくしてこれらの諸研究は、我々がこれまで「責任的補償原理」と称して来たアプローチはこれら互いに独立な2つの原理の共働によって定式化されるべき事、そして2つの原理が独立であるという事はこれらが本来互いに両立可能な主張であるかどうか自体、自明ではない事に注意を促した。実際、「自然報酬の原理」と「補償の原理」が一般に両立不可能である事を、これらの諸研究は、様々な経済問題の文脈にお

いて数的に証明した<sup>23)</sup>。

第一のフロウベイ (Fleurbaey (1994, 1995a)) に代表される研究は、純粋交換経済において、効用の損失として体现される、ハンディキャップによる消費生活上の影響を貨幣による補償によって相殺する為の資源配分問題を定式化し、その問題の文脈で上記2つの原理を幾つかの公理群として定式化し、両原理の両立可能性について分析した。第二のボッサール (Bossert (1995)) に代表される研究は、所得再分配モデルを定式化し、人々がそれぞれの事前的所得に対して部分的にしか責任がないときに適用されるファースト・ベスト再分配ルールが上記の2原理を満たす為の条件を明らかにしようとした。第3のフロウベイ & マニキュエ (Fleurbaey and Maniquet (1996, 1999a)) に代表される研究は、生産経済において、個々人に非責任的なスキル (skill) の格差が存在する下での資源配分問題を取り上げ、その問題の文脈で上記2つの原理の両立可能性について分析した<sup>24)</sup>。

#### 4.1 拡張された純粋交換経済における責任と補償のミクロ経済理論

純粋交換経済における、ハンディキャップによる効用の損失を貨幣による補償によって相殺する資源配分問題において、フロウベイ (Fleurbaey (1994, 1995a)) は「自然報酬の原理」と「補償の原理」を、この問題の文脈で定義される配分ルールの性質に関する2つの公理として定式化した<sup>25)</sup>。2つの公理とは、第一に、任意の2個人の間で偶然的要因が等しいならば、資源が

22) 後に詳細に見るように、Fleurbaey (1994, 1995a, b) 及び Fleurbaey and Maniquet (1996, 1999a) 等の研究では、ドゥウォーキンのカット (Dworkin's cut) と同様、個人の選好が責任要因、個人のハンディキャップレベルないしはスキルレベルを非責任要因として仮定している。他方、Bossert (1995) 等の研究では責任要因、非責任要因それぞれの内容は特定化されていない。

23) これらの諸研究についてのより包括的なサーベイ論文としては、Fleurbaey and Maniquet (1999b) を見よ。

24) 以上3つのアプローチのうち、第1、第3の研究は、ドゥウォーキン (Dworkin (1981b)) の「野心対ハンディキャップ」、 「野心対タレント」の構図を反映したものと考える事も出来よう。

25) フロウベイと同様の純粋交換経済で類似の分析を行った文献として Iturbe and Nieto (1996) がある。

平等に分配されることを要請する、「等しい障害に対する資源の平等」(EREH)の公理であり、第二に、任意の2個人の間で、主観的選好が等しいならば、等しい厚生水準が達成されることを要請する、「等しい選好に対する厚生上の平等」(EWEP)の公理である。以下にその内容を簡単に紹介しよう。

ある一つの社会は集合  $N = \{1, \dots, n\}$  で表される個人々人から構成されているとしよう。任意の個人  $i$  は移転不可能な内的資源、すなわちハンディキャップ  $y_i$  と、 $R_+ \times Y$  上で定義される選好順序  $R_i$  をもつ。ただし、 $R_+$  は移転可能な外的資源に対する個人の消費可能空間をあらわし、 $Y$  は存在しうるハンディキャップ水準  $y_i$  からなる集合を表す。社会には、ある固定された量の移転可能な外的資源  $\omega \in R_{++}$  が賦存する。いま、 $y = (y_1, \dots, y_n)$  を個人々のハンディキャップ水準のプロファイル、 $R = (R_1, \dots, R_n)$  を個人々の選好のプロファイルを表すものとする<sup>26)</sup>。注記すべきは、個人々のハンディキャップ水準は、彼らの責任が及ばない要因であり、他方、選好は、個人々の責任が及ぶ要因であると仮定されている点である。ここで、ある一つの経済環境はプロファイル  $e = (N, y, R, \omega)$  によって定義される。その普遍集合を  $D$  としよう。

社会の問題は、外的資源を個人々に分配する事である。すると、任意の環境  $e$  に賦存する財  $\omega$  の実行可能配分集合は、

$Z(e) := \{x \in R_+^n \mid \sum_{i \in N} x_i = \omega\}$  として定義される。このとき、配分ルールは関数  $\phi: D \rightarrow R_+^n$  であり、それは任意の経済環境  $e \in D$  に対して、ある実行可能配分  $\phi(e) = x \in Z(e)$  を

指定するものである<sup>27)</sup>。今、 $\phi_i(e)$  はこのルールによって個人  $i$  に割り当てられる外的資源を表している。

「自然報酬の原理」と「補償の原理」に関する2つの公理はそれぞれ以下のように定式化されている：

等しいハンディキャップに対する等しい資源 (EREH) (Equal Resource for Equal Handicap)：

$$\forall e \in D, \forall i, j \in N, \\ [y_i = y_j \Rightarrow \phi_i(e) = \phi_j(e)].$$

等しい選好に対する等しい厚生 (EWEP) (Equal Welfare for Equal Preference)：

$$\forall e \in D, \forall i, j \in N, \\ [R_i = R_j \Rightarrow (\phi_i(e), y_i) I_i (\phi_j(e), y_j), \\ \text{or } \phi_i(e) = 0 \ \& \ (0, y_i) R_i (\phi_j(e), y_j), \\ \text{or } \phi_j(e) = 0 \ \& \ (0, y_j) R_i (\phi_i(e), y_i)].$$

EREH は、非責任要因に関する相違を資源の補償的分配の必要条件とする要請である。非責任要因に関して相違がない場合には、資源の格差的補償はなされないことを意味する。他方、EWEP は、非責任要因に関する相違のみが存在することを資源の補償的分配の十分条件とする要請であり、責任的要因に関する相違がない場合には、各人の主観的厚生上の帰結的格差が解消するまで、補償的分配がなされなければならないことを意味する。フロウベイはこれら両公理が矛盾する事を示した：

命題 (Fleurbaey(1994, 1995a))： EREH と EWEP とを共に満たす配分ルール  $\phi$  は存在しない。

26) ドゥウオーキン流「資源の平等」論に対するローマーの議論 (Roemer(1985, 1986)) と異なり、ここでは個人の選好順序は序数的にのみ測定可能で、個人間比較不可能な効用関数で表現できるだけであるとされている。

27) 以下では Fleurbaey(1995a) の定式に従って、配分ルールは一価関数として定義し、公理もそれに沿って記述される。しかしながら、Fleurbaey(1994) の定式のように配分ルールを対応して定式化しても、以下の議論の本質に影響はない。

証明：  $N = \{1, 2, 3, 4\}$  の社会において、外的資源が  $y_1 = y_2 = 1$  及び、 $y_3 = y_4 = 3$  でありかつ、選好  $R_1 = R_3$  が及び、 $R_2 = R_4$  であるような環境で、選好  $R_1 = R_3$  は  $u(x, y) = x + y$  によって、 $R_2 = R_4$  は  $u'(x, y) = x + 2y$  によって表されるとする。さらに  $\omega = 5$  とする。このとき EREH と EWEP を適応すると、実行可能配分が存在しなくなり、結果が得られる。Q.E.D.

フロウベイの分析の目的は、この不可能性定理を出発点として、2つの公理が両立可能となるまで各々の要請を弱めること、そして、両立可能となった弱められた2つの公理をみだす配分ルールのクラスを特定化することにあつた。以下がその第一ステップである：

$$\text{EREH}^*: \forall e \in D, [\forall i, j \in N, y_i = y_j] \\ \Rightarrow [\forall i, j \in N, \phi_i(e) = \phi_j(e)].$$

$$\text{EWEP}^*: \forall e \in D, [\forall i, j \in N, R_i = R_j] \\ \Rightarrow [\forall i, j \in N, (\phi_i(e), y_i) I_i (\phi_j(e), y_j), \\ \text{or } \phi_i(e) = 0 \ \& \ (0, y_i) R_i (\phi_j(e), y_j), \\ \text{or } \phi_j(e) = 0 \ \& \ (0, y_j) R_j (\phi_i(e), y_i)].$$

EREH\* と EWEP\* とを共に満たす配分ルールの例は以下の議論でいくつか与えられる。

フロウベイは上記の2つの公理をさらに以下のように弱めた。今、ある外的資源  $\tilde{y} \in Y$  及び、選好  $\tilde{R}$  が社会の参照水準としてそれぞれ与えられたとしよう。そのとき、

$$\tilde{y}\text{-EREH}^*: \forall e \in D, [\forall i \in N, y_i = \tilde{y}] \\ \Rightarrow [\forall i, j \in N, \phi_i(e) = \phi_j(e)].$$

$$\tilde{R}\text{-EWEP}^*: \forall e \in D, [\forall i \in N, R_i = \tilde{R}] \\ \Rightarrow [\forall i, j \in N, (\phi_i(e), y_i) \tilde{I} (\phi_j(e), y_j), \\ \phi_i(e) = 0 \ \& \ (0, y_i) \tilde{R} (\phi_j(e), y_j), \\ \text{or } \phi_j(e) = 0 \ \& \ (0, y_j) \tilde{R} (\phi_i(e), y_i)].$$

$\tilde{y}$ -EREH\*とは、すべての社会構成員のハンディキャップが、社会が何らかのプロセスを経て——それがいかなるプロセスであるのか、という問題はここでは問わない——選択したある参照水準  $\tilde{y}$  と偶々一致するならば、任意の2人の個人に配分される資源は等しくならなければならないことを要請する公理である。これはもはや「自然報酬の原理」の要請として位置づけられるべきものではないように思われる。なぜならば、「自然報酬の原理」は、個々人の主観的選好の違い、従って責任要因の格差に対して配分ルールが無関心である事を要請するものであるが、 $\tilde{y}$ -EREH\*は全員の内的資源が、参照水準に一致しないとはいえ、偶々等しい場合でさえ、責任要因の格差に対する配分ルールの無関心性を必ずしも要求しないからである。

他方、 $\tilde{R}$ -EWEP\*とは、すべての社会構成員の選好が、社会が何らかのプロセスを経て——それがいかなるプロセスであるのか、という問題はここでは問わない——選択したある参照選好  $\tilde{R}$  と等しいならば、任意の2人の個人の厚生水準は等しくならなければならないことを要請する公理である。この公理は、全員が参照選好  $\tilde{R}$  を持つ場合には、ある個人の効用欠損がその個人の非責任要因に起因すると認める事を意味する。従って、全員の選好が偶々一致していたものの、それが参照選好に等しくない場合におけるある個人の効用欠損は彼の非責任要因に起因すると同定されるとは限らない事を意味するが、これが「補償の原理」として如何なる意味を有するかは自明ではない。

フロウベイは、以上の公理群と、厚生経済学における代表的な衡平基準——「無羨望」基準と「平等＝等価」基準——との論理的関係进行分析した。この経済モデルにおける「無羨望」基準は以下のように定義される：

定義 (Roemer (1985), Fleurbaey (1994))：配分ルール  $\phi^{NE}$  が無羨望配分ルールであるのは以下のときである： $\forall i, j \in N, \forall e \in D,$

$$(\phi_i^{NE}(e), y_i)I_i(\phi_j^{NE}(e), y_j).$$

明らかに  $\phi^{NE}$  はそれが well-defined であるならば, EREH と EWEP とを共に満たす (Fleurbaey (1994)). しかしながら, Pazner and Schmeidler (1974) が労働スキルの異なる生産経済で効率的な無羨望配分が存在しない事を示した議論と類似の方法で, この経済でも  $\phi^{NE}$  は一般に well-defined でない事を確認できる。従って, フロウベイは「無羨望」基準を弱めた4つの配分ルールを提唱する。それらは, バランスされた最小羨望 (Balanced and Minimal Envy) 配分ルール (Fleurbaey (1994)), 羨望強度ミニ・マックス (Minimax Envy Intensity) 配分ルール (Fleurbaey (1994)), 最小全員一致支配 (Minimal Unanimous Domination) 配分ルール (Fleurbaey (1994), Iturbe and Nieto (1996)), 及び,  $\tilde{R}$ -条件付き平等 ( $\tilde{R}$ -Conditional Equality) 配分ルール (Fleurbaey (1995a)) である。

バランスされた最小羨望配分ルールの定義の為に, 配分の集合  $B(e)$  を以下に定義しよう:  $x \in B(e)$  であるのは  $\forall i \in N$ ,

$$\begin{aligned} & \# \{j \in N | (x_i, y_i)I_j(x_j, y_j)\} \\ & = \# \{j \in N | (x_i, y_i)I_i(x_j, y_j)\}. \end{aligned}$$

また,  $E(e, x) := \# \{(i, j) \in N \times N | (x_i, y_i)P_j(x_j, y_j)\}$  とする。このとき,

定義 (Fleurbaey (1994)) : 配分ルール  $\phi^{BME}$  がバランスされた最小羨望 (Balanced and Minimal Envy) 配分ルールであるのは以下のときである :

$$\begin{aligned} \forall e \in D, \phi^{BME}(e) \in B(e) \& \forall x \in B(e), \\ E(e, \phi^{BME}(e)) \geq E(e, x). \end{aligned}$$

羨望強度ミニ・マックス配分ルールは以下に定義される :

定義 (Fleurbaey (1994)) : 配分ルール  $\phi^{MEI}$  が羨望強度ミニ・マックス (Minimax Envy Intensity) 配分ルールであるのは以下のときである :  $\forall e \in D, \forall x \in Z(e)$ ,

$$\max_{i \in N} EI_i(e, x) \geq \max_{i \in N} EI_i(e, \phi^{MEI}(e)),$$

$$\text{但し } EI_i(e, x) := \min \{ \delta \in \mathbb{R} | \forall j \in N, \\ (x_i + \delta, y_i)R_j(x_j, y_j) \}.$$

最小全員一致支配配分ルールの定義の為に,  $I_i^m := \{G \subseteq N | \#G = m, i \in G\}$  としよう :

定義 (Fleurbaey (1994), Iturbe and Nieto (1996)) : 配分ルール  $\phi^{MUD}$  が最小全員一致支配 (Minimal Unanimous Domination) 配分ルールであるのは以下のときである :

$$\forall e \in D, \exists m \in \{1, \dots, n\},$$

$$\left\{ \begin{array}{l} (i) \quad \forall i \in N, \forall G \in I_i^m, \forall j \in N, \\ \quad \exists k \in G, (\phi_i^{MUD}(e), y_i)I_k(\phi_j^{MUD}(e), y_j) \\ (ii) \quad \forall p < m, \forall x \in Z(e), \exists i \in N, \exists G \in I_i^p, \\ \quad \exists j \in N, \forall k \in G, (x_j, y_j)P_k(x_i, y_i) \end{array} \right.$$

これら3つのルールに関しては, 以下の様な性質がある :

1. バランスされた最小羨望配分ルールは, EREH\* と EWEP\* とを共に満たすルールである (Fleurbaey (1994)).
2. 羨望強度ミニ・マックス配分ルールもまた, EREH\* と EWEP\* とを共に満たすルールである (Fleurbaey (1994)).
3. 最小全員一致支配配分ルールは, EREH と EWEP\* とを共に満たすルールである (Fleurbaey (1994), Iturbe and Nieto (1996)).

これらのルールはいずれも各経済環境における個人の主観的選好プロファイルを情報的基础として定義される「弱い無羨望」基準であるという点で, 極めて厚生主義的性質を有するもので

ある。

一方、 $\tilde{R}$ -条件付き平等配分ルールは、必ずしも個人の主観的選好情報と関連づけて定義されるとは限らない、ある参照すべき選好関係  $\tilde{R}$ ——それがいかなるプロセスの下で導出されたかについては問わない——による評価に基づく無羨望配分を要請するものである：

定義 (Fleurbaey (1995a))：配分ルール  $\phi^{\tilde{R}CE}$  が  $\tilde{R}$ -条件付き平等 ( $\tilde{R}$ -Conditional Equality) 配分ルールであるのは以下のときである：

$$\forall e \in D, \forall i, j \in N,$$

$$(\phi_i(e), y_i) \tilde{I}(\phi_j(e), y_j), \text{ or}$$

$$\phi_i(e) = 0 \ \& \ (0, y_i) \tilde{R}(\phi_j(e), y_j),$$

$$\text{or } \phi_j(e) = 0 \ \& \ (0, y_j) \tilde{R}(\phi_i(e), y_i).^{28)}$$

$\tilde{R}$ -条件付き平等配分ルール  $\phi^{\tilde{R}CE}$  は EREH と  $\tilde{R}$ -EWEP\* とを伴に満たすルールである。

次に、この経済モデルにおける「平等＝等価」基準は以下の様に定義される：

定義 (Fleurbaey (1995a))：配分ルール  $\phi^{\tilde{y}EE}$  が  $\tilde{y}$ -平等＝等価 ( $\tilde{y}$ -egalitarian equivalent) 配分ルールであるのは以下のときである：

$$\forall e \in D, \exists \tilde{x} \in \mathbb{R}_+, \forall i \in N,$$

$$(\phi_i^{\tilde{y}EE}(e), y_i) I_i(\tilde{x}, \tilde{y}), \text{ or}$$

$$[\phi_i^{\tilde{y}EE}(e) = 0 \ \& \ (0, y_i) R_i(\tilde{x}, \tilde{y})].^{29)}$$

$\tilde{y}$ -平等＝等価配分ルール  $\phi^{\tilde{y}EE}$  は  $\tilde{y}$ -EREH\* と EWEP とを伴に満たすルールである。

厚生経済学における代表的な衡平配分ルール——無羨望配分ルールと平等＝等価配分ルール——にとって馴染み深い、衡平性に関する別の視点に基づく評価原理をここで導入しよう：任

意の環境  $e = (N, y, R, \omega) \in D$  が与えられた時、配分ルール  $\phi$  によって  $x \in Z(e)$  が割り当てられていたとしよう。このとき、社会  $N$  の部分集合  $G$  の下で構成される人口還元経済を  $e_G := (G, y_G, R_G, \sum_{i \in G} x_i)$ 、但し  $y_G = (y_i)_{i \in G}$  かつ  $R_G = (R_i)_{i \in G}$ 、で定義しよう。このとき、以下の公理を定める：

整合性 (CON) (Consistency; Thomson (1988))：

$$\forall e \in D, \forall G \subseteq N,$$

$$\phi_G(e) = \phi(e_G), \text{ 但し } \phi_G(e) := (\phi_i(e))_{i \in G}.$$

この公理はルールの人口変化に関する安定性を要請する条件である。衡平配分ルールの性能をチェックする際に、今日の厚生経済学においてしばしば適用される公理であるが、この整合性 (CON) を満たす配分ルールで、EWEP\* と EREH\* とを伴に満たすものは残念ながら存在しない (Fleurbaey (1995a))。しかし、フロウベイは「自然報酬の原理」と「補償の原理」を体现する公理をそれぞれ  $\tilde{R}$ -EWEP\* と  $\tilde{y}$ -EREH\* に弱める事で、以下の可能性定理を導き出した：

定理 (Fleurbaey (1995a))： $\tilde{R}$ -条件付き平等配分ルール  $\phi^{\tilde{R}CE}$  は EREH\* と  $\tilde{R}$ -EWEP\*、及び CON を満たす唯一の配分ルールである。 $\tilde{y}$ -平等＝等価配分ルール  $\phi^{\tilde{y}EE}$  は  $\tilde{y}$ -EREH\* と EWEP\*、及び CON を満たす唯一の配分ルールである。

これらの研究は、「責任的補償原理」を通じて、個人の消費空間に分割不可能で移転不可能な内的資源の次元を含んだ拡張された資源配分問題において、伝統的な二つの衡平配分基準——「無羨望」基準と「平等＝等価」基準——の示すパフォーマンスの特徴分けを行う事に貢献して来た。第一に、これはドウウォーキンが自らの「資源の平等」論を「無羨望」基準に基づいて正当化しようとした試みの正しさを示すものと言え

28) このルールが well-defined である事は、Fleurbaey (1995a) において証明されている。

29) このルールが well-defined である事も、Fleurbaey (1995a) において証明されている。

ようが、「責任的補償原理」は、それが「自然報酬の原理」と「補償の原理」をそれぞれ表す2つの公理の共働として定式化され得る限りにおいて、「無羨望」基準と密接な関係がある。しかし、この環境において無羨望配分ルールは一般に well-defined でないという欠点があった。他方、「平等＝等価」基準は「自然報酬の原理」と「補償の原理」の主張をかなり弱めた2公理と関係づけられる。とりわけ、それは「補償の原理」をかなり強い定式(EWEP)で満たすが、「自然報酬の原理」の観点で魅力的性質を備えているとは言い難い。また、ある社会的な参照選好による評価に基づく「無羨望」配分を割り当てるルール  $\phi^{RCE}$  は、むしろ「自然報酬の原理」をかなり強い定式(EREH)で満たすが、「補償の原理」の観点で魅力的性質を備えているとは言い難い。

#### 4.2 「責任的補償原理」への所得再分配モデルによるアプローチ

ボッサールに代表される「責任的補償原理」への第二の所得再分配アプローチ<sup>30)</sup>は、数学的には第一の拡張された純粋交換経済モデルの特殊ケースとして、解釈可能である<sup>31)</sup>。今、4.1節において定義された、拡張された消費空間  $R_+ \times Y$  上で定義される選好順序  $R_i$  が連続で単調増加な効用関数  $u_i$  によって表現されると仮定しよう。さらにこの効用関数は以下の様な準線形タイプとして表現されるものとしよう：

$$\forall i \in N, u_i(x_i, y_i) = x_i + v_i(y_i).$$

さらに今、関数  $v_i(y_i)$  の個人間の違いは責任的要因に関するあるパラメーター  $w_i$  の大きさの違いとして表現でき、

$$\forall i \in N, u_i(x_i, y_i) = x_i + v(w_i, y_i)$$

となるでしょう。ボッサールはこの関数  $v(w_i, y_i)$  を全ての個人に共通に与えられた、事前所得関数  $f(w_i, y_i)$  (pre-income function) として定義した。定式より明らかに、個人の事前所得は、彼自身の責任的要因のパラメーター  $w_i$  と非責任要因のパラメーター  $y_i$  の組み合わせだけで、決定される。また、 $x_i$  は社会による貨幣移転を表すから、結局、 $u_i(x_i, y_i)$  の値は個人の事後所得 (post-income) の大きさを表現する事になる。今、 $\omega = 0$  と仮定しよう。そのとき  $\sum_{i \in N} x_i = 0$  となるので、事後的所得プロフィール  $(u_i(x_i, y_i))_{i \in N}$  は事前の所得の再分配によって得られたものである事が解る。ところで各個人の事後所得プロフィールを規定する事前所得プロフィール及び貨幣移転プロフィールとは、溯れば、責任的要因パラメーター及び非責任要因パラメーターのプロフィールに依存して決定されている。かくして、事後的所得プロフィール  $(u_i(x_i, y_i))_{i \in N}$  を定める再分配ルール (redistribution rule) が以下の様な性質を持つ関数  $F: W^n \times Y^n \rightarrow R_+^n$  として定義される：

$$\forall (w, y) := ((w_i, y_i)_{i \in N}) \in W^n \times Y^n,$$

$$F(w, y) = (u_i(x_i, y_i))_{i \in N} \\ \& \sum_{i \in N} F_i(w, y) = \sum_{i \in N} f(w_i, y_i).$$

ボッサール等が責任的補償原理を適応しようとするのがまさにこの所得再分配ルール  $F$  である。

所得再分配問題の文脈において、再分配ルール  $F$  が満たすべき「自然報酬の原理」は以下の様な定式化が従う：

責任的要因からの独立 (IRF) (Independence of Responsible Factors; Bossert (1995))：

$$\forall (w, y), (w', y) \in W^n \times Y^n, \\ F(w, y) = F(w', y).$$

等しいハンディキャップに対する等しい所得移転 (ETEHE) (Equal Transfer for Equal Hand-

30) 代表的文献として Bossert (1995), Bossert and Fluerbaey (1996), Iturbe (1997), Sprumont (1997), Bossert, Fleurbaey, and Van de gaer (1999) が挙げられる。

31) 第一のアプローチと第二のアプローチを数学的に結び付ける以下の議論は Fluerbaey and Maniquet (1999b) に負っている。

dicap; Bossert and Fleurbaey(1996)):

$$\begin{aligned} \forall (w, y) \in W^n \times Y^n, \forall i, j \in N, \\ [y_i = y_j \Rightarrow F_i(w, y) - f(w_i, y_i) \\ = F_j(w, y) - f(w_j, y_j)]. \end{aligned}$$

一様なハンディキャップに対する等しい所得移転 (ETUH) (Equal Transfer for Uniform Handicap; Bossert(1995)):  $\forall (w, y) \in W^n \times Y^n$ ,

$$\begin{aligned} [\forall i, j \in N, y_i = y_j] \Rightarrow \\ [\forall i \in N, F_i(w, y) = f(w_j, y_j)]. \end{aligned}$$

参照ハンディキャップに対する等しい所得移転 (ETRH) (Equal Transfer for Reference Handicap; Bossert and Fleurbaey(1996)):

$$\begin{aligned} \forall (w, y) \in W^n \times Y^n, \\ [\forall i \in N, y_i = \tilde{y}] \Rightarrow \\ [\forall i \in N, F_i(w, y) = f(w_i, y_i)]. \end{aligned}$$

他方, 所得再分配問題の文脈において, 再分配ルール  $F$  が満たすべき「補償の原理」は以下の様な定式化が従う:

ハンディキャップに関する社会的連帯 (GS) (Group Solidarity in Handicaps; Bossert (1995)):

$$\begin{aligned} \forall (w, y), (w, y') \in W^n \times Y^n, \forall i, j \in N, \\ F_i(w, y) - F_i(w, y') = F_j(w, y) - F_j(w, y'). \end{aligned}$$

等しい責任要因に対する等しい所得 (EIER) (Equal Income for Equal Responsible Factor; Bossert and Fleurbaey(1996)):

$$\begin{aligned} \forall (w, y) \in W^n \times Y^n, \forall i, j \in N, \\ [w_i = w_j \Rightarrow F_i(w, y) = F_j(w, y)]. \end{aligned}$$

一様な責任要因に対する等しい所得 (EIUR) (Equal Income for Uniform Responsible Factor; Bossert(1995)):

$$\begin{aligned} \forall (w, y) \in W^n \times Y^n, [\forall i, j \in N, w_i = w_j] \\ \Rightarrow [\forall i, j \in N, F_i(w, y) = F_j(w, y)]. \end{aligned}$$

参照責任要因に対する等しい所得 (EIRR)

(Equal Income for Reference Responsible Factor; Bossert and Fleurbaey(1996)):

$$\begin{aligned} \forall (w, y) \in W^n \times Y^n, [\forall i \in N, w_i = \tilde{w}] \\ \Rightarrow [\forall i, j \in N, F_i(w, y) = F_j(w, y)]. \end{aligned}$$

責任的補償原理に関する2つの原理を体現した公理間の関係は, 4.1節と類似なものとなるのは, ここで考える経済問題が, 4.1節における拡張された純粋交換経済の特殊ケースである事からも自明である<sup>32)</sup>. しかしここでの経済問題が所得再分配問題である事を考慮すると, 「自然報酬の原理」としてIRFが, 他方, 「補償の原理」としてGSが, それぞれの原理を体現した最も自然な要請の様に見える。ボッサールの課題は, これらの公理を満たす再分配ルールの可能性を探る事であった(Bossert(1995))。この点を見る為に, 事前的所得関数  $f$  に関する, 以下の様な特殊ケースを定義しよう:

定義(Bossert(1995)): 事前的所得関数  $f: W \times Y \rightarrow \mathbb{R}_+$  が  $W$  と  $Y$  に関して加法分離可能であるのは以下の場合である: 関数  $g: W \rightarrow \mathbb{R}$  及び  $h: Y \rightarrow \mathbb{R}$  が存在して,

$$\forall (w, y) \in W \times Y, f(w, y) = g(w) + h(y).$$

事前的所得関数が加法分離可能であれば, 「責任補償原理」に適う再分配ルールは, 以下の様に容易に定義できる:

定義(Bossert(1995)): 再分配ルール  $F^0: W^n \times Y^n \rightarrow \mathbb{R}_+$  は, 以下の性質を持つものとする:

$$\begin{aligned} \forall (w, y) \in W^n \times Y^n, \forall i \in N, \\ F_i^0(w, y) = g(w_i) + \frac{1}{n} \sum_{j \in N} h(y_j). \end{aligned}$$

定理(Bossert(1995)): (1) 再分配ルール  $F$  がIRFとEIURとを満たす為の必要十分条件は, 事前的所得関数  $f$  が加法分離可能であり, かつ

32) 例えば, ETEHとEIERは両立不可能である。

$F = F^0$  である事である。

(2) 再分配ルール  $F$  が GS と ETUH とを満たす為の必要十分条件は、事前的所得関数  $f$  が加法分離可能であり、かつ  $F = F^0$  である事である。

事前的所得関数が加法分離可能であるのは極めて特殊なケースであるので、上記の定理は「責任的補償原理」の要請を満たす所得再分配ルールの不可能性を意味しよう。

Bossert (1995) によるこの不可能性定理への解消策として、ボッサール&フロウベイは、拡張された純粋交換経済における貨幣補償問題で提唱したルールに類似した、「弱められた無羨望」的基準に基づく再分配ルール—— $\tilde{w}$ -条件付き平等主義的再分配ルール  $F^{\tilde{w}CE}$  ( $\tilde{w}$ -Conditionally Egalitarian redistribution rule)——と、「平等＝等価」基準に基づく再分配ルール—— $\tilde{y}$ -平等＝等価再分配ルール  $F^{\tilde{y}EE}$  ( $\tilde{y}$ -Egalitarian-Equivalent redistribution rule)——とをそれぞれ定義した (Bossert and Fleurbaey (1996))。  $F^{\tilde{w}CE}$  と  $F^{\tilde{y}EE}$  はそれぞれ、前節の拡張された純粋交換経済における配分ルール  $\phi^{\tilde{R}CE}$  と  $\phi^{\tilde{y}EE}$  とを、選好が準線形効用関数からなる環境に即して書き換える事で定義できる。従って、これらのルールに関して得られる公理的特徴づけも前節と自ずと類似したものとなるが、この単純化された環境の下では整合性公理の助けなくして、公理化に成功できる点に利点がある：

定理 (Bossert and Fleurbaey (1996)) : (1) 再分配ルール  $F$  が GS と ETRH とを満たす為の必要十分条件は、 $F = F^{\tilde{y}EE}$  である事である。  
(2) 再分配ルール  $F$  が IRF と EIRR とを満たす為の必要十分条件は、 $F = F^{\tilde{w}CE}$  である事である。

この様に、所得再分配アプローチは、そのモデルが前節 4. 1 で考察した経済環境を準線形

効用関数だけからなるクラスに限定した経済モデルと数学的に同じ構造を持つが故に、そこから導出される結果も、前節 4. 1 の拡張された純粋交換経済での貨幣補償問題の解と基本的に同じ構造を持っている。従って、この節のアプローチから得られた帰結が、前節の一般的帰結の単なる一特殊ケースとして位置づけられるだけではなく、それ自体として固有の意義を持つ為には、ここで展開されているモデルが確かに、「責任的補償原理」の観点から分析する上で重要な、所得再分配問題のエッセンスを適切に表現していると確認されねばならないだろう。だが、この点に関しては、以下の様な否定的な評価にならざるをえない。

第一に、所得の獲得は一般に生産過程を伴うものとするのが自然であろう。従って、事前的所得関数を定義する際には、生産に固有の経済的特徴をモデルに反映すべきであろう。つまり、人は所得の獲得過程において、代替の関係にある余暇と所得の選択問題に直面しているのであって、これは個人の責任的要因である選択変数、すなわち労働時間の存在——それによって人の所得額が可変的となる——を意味する。とりわけ、個々人が政府の再分配政策を予想して、労働時間の選択問題を決定する様なゲーム的状况において、この事は重要である。しかしボッサール達のモデルでは、個人の責任的要因として定義されているパラメーターは、個人の選択変数ではない。つまり一つの経済環境の下では個人の責任的要因は固定されており、従って適用され得る再分配ルールから独立に、事前的所得が決定される構造になっている。これは所得再分配問題の文脈で当然注意を払わなければならない特徴を捨像する、行き過ぎた単純化である。つまり所得再分配政策に伴う、政府と個々人との間のゲーム的状况を分析の対象から排除している。第二に、ある個人の事前的所得はその個人のみ責任的及び非責任的要因だけで決定される構造になっており、所得と余暇の選択問題に伴う、個人間のゲーム的状况を

分析の対象から排除している。しかし、ある個人の選択は他の個人の選択状況に依存して変わり得る。例えば、市場における個人の意思決定を見れば、各個人は市場価格によって定まる己の予算制約の下で意思決定を行うが、市場価格は他者の選択に関する要約された情報である事を考えればよい。この様に、彼らのモデルは自由な意思決定の相互依存性という、所得再分配問題の文脈で当然注意を払わなければならない特徴を捨像する、行き過ぎた単純化であると言えよう。以上より、この種のモデルでは、所得再分配問題における個人の選択の責任性の重要性を把握するのに、極めて不適当であると言ってよい。最も、このような行き過ぎた単純化にもかかわらず、「責任補償原理」に適う所得再分配ルールの構成は依然として極めて困難である (Bossert (1995)) という不可能性の文脈で理解すれば、これらの分析の意義も一定、明らかであると言えよう。

#### 4.3 労働スキルに格差のある生産経済での資源配分問題

「責任的補償原理」への第三のアプローチは、フロウベイ & マニキュエ (Fleurbaey and Maniquet (1996, 1999a)) によって為され<sup>33)</sup>、労働

スキルに格差のある協同的生産経済 (cooperative production economies) での資源配分問題を設定する。ここでは、第一のアプローチと同様、個人の消費に関する選好順序の特性は責任的要因と見なされ、社会的補償の対象とならない。対して、生産における個々人の単位時間当たり労働量を規定する労働スキルの個人間格差は個人の責任的要因ではなく環境的・偶然的要因と見做されている。従って、スキルの格差に起因する不均等は社会的是正の対象と見做される<sup>34)</sup>。

ここで考える経済環境は以下の様なものである。生産技術を全員で共有し、各個人が労働を提供する事で協同である財を産出する社会を考える。この社会における個人の全体集合を有限集合  $N$  とし、 $\#N = n$  とする。この社会における一つの労働スキルのプロファイルを  $s := (s_i)_{i \in N} \in \mathbb{R}_+^n$  で記述する事にする。 $R_i$  は 4.1 節と同様、任意の個人  $i$  の消費に関する選好順序を意味するが、ここではその定義域である消費空間は  $X := [0, \bar{x}] \times \mathbb{R}_+$  である。ここで、空間  $[0, \bar{x}]$  は、任意の個人の選択可能な労働時間の集合を意味し、 $\bar{x}$  は全ての個人に共通に与えられている、選択可能な労働時間の上限である。他方、空間  $\mathbb{R}_+$  は、生産された財の消費空間を表す。任意の個人  $i$  の消費ベクトルは一般に、 $z_i = (x_i, y_i) \in X$  によって記述される。 $X$  上の選好順序  $R_i$  は、労働時間に対して単調減少、生産される財の消費に対して強単調増加であると仮定される。その様な性質を共有する選好順序のプロファイル  $R :=$

33) 関連する文献では他に、Bossert, Fleurbaey, and Van de gaer (1999), Fleurbaey and Maniquet (1997), Gaspard (1998), Maniquet (1998) がある。また、同じ協同的生産経済での資源配分問題において、より高水準の労働スキルを持つ個人により多くの便益の享受は正当と見做すロック & ノージック (Nozick (1974)) 流の自己所有権 (self-ownership) の立場を反映させた配分ルールの議論は、Cohen (1985, 1986), Moulin and Roemer (1989), Roemer (1989), Roemer and Silvestre (1989, 1993), Moulin (1987, 1990), Yoshihara (1998) 等で行われている。この後者の系列の研究に関する邦文での紹介論文としては、例えば、吉原 (1999a) を見よ。ロック & ノージック流の自己所有権の立場の議論は、「責任的補償原理」とは正反対の立場である様に見えるが、Fleurbaey and Maniquet (1999a) や Gaspard (1998) はロック流自己所有権

を配慮する配分ルールを、彼らの定義するところの「自然報酬の原理」と「補償の原理」の観点から公理的に特徴づける事が出来る事を示している。

34) ドウウォーキン は、ハンディキャップと選好の場合の責任性と補償の問題と同様の尤もらしさで、タレント (talent) や労働スキルと個人的野心等の選好とを個人的責任性の観点で分別する事は出来ないと考えていたが (Dworkin (1981b)), 以下のアプローチは、当面この問題を考察に入れないで議論を進めている。

$(R_i)_{i \in N}$  が一つ与えられている。この社会で共有される生産技術は生産関数

$f: R_+ \rightarrow R_+$  但し,  $\forall x \in R_+, f(x) = y$  で表され, この  $f$  は強単調増加な凹関数であるとする。かくして, 一つの経済環境は  $e := (N, s, R, f)$  として定義され, その許容なクラスを  $E$  で表す事にする。

ある経済環境  $e = (N, s, R, f) \in E$  の下での実行可能配分は消費ベクトルの組み合わせ  $z := (z_i)_{i \in N} = (x_i, y_i)_{i \in N} \in X^n$  であって,

$$\sum_{i \in N} y_i \leq f\left(\sum_{i \in N} s_i x_i\right) \text{ を満たすものである。}$$

環境  $e$  の下での実行可能配分の集合を  $Z(e)$  で記す事にする。また, 配分ルールは対応  $\varphi$  であって, これは各経済環境  $e \in E$  に対して, 実行可能配分の非空部分集合を割り当てるものである。

労働スキルに格差のある協同的生産経済における配分ルールに課せられる, 「自然報酬の原理」の観点からの公理として以下のようなものが考えられてきた:

等しいスキル間での無羨望 (NEES) (No-Envy among Equally Skilled: Fleurbaey and Maniquet(1996)):  $\forall e = (N, s, R, f) \in E,$   
 $\forall z \in \varphi(e), \forall i, j \in N,$

$$[s_i = s_j \Rightarrow z_i R_i z_j \& z_j R_j z_i].$$

等しいスキル間での非優越 (NDES) (No-Domination among Equally Skilled: Fleurbaey and Maniquet(1996)):  $\forall e = (N, s,$   
 $R, f) \in E, \forall z \in \varphi(e), \forall i, j \in N,$

$$[s_i = s_j \Rightarrow z_i \gg z_j \text{ or } z_j \gg z_i \text{ or } z_i = z_j].$$

一様なスキル間での無羨望 (NEUS) (No-Envy among Uniformly Skilled: Fleurbaey and Maniquet(1996)):  $\forall e = (N, s, R, f) \in E,$   
 $\forall z \in \varphi(e),$

$$[\forall i, j \in N, s_i = s_j] \Rightarrow$$

$$[\forall i, j \in N, z_i R_i z_j \& z_j R_j z_i].$$

ゼロスキル間での無羨望 (NEZS) (No-Envy among Zero-Skilled: Fleurbaey and Maniquet(1999b)):  $\forall e = (N, s, R, f) \in E, \forall z$   
 $\in \varphi(e), \forall i, j \in N,$

$$[s_i = s_j = 0] \Rightarrow$$

$$[\forall i, j \in N, z_i R_i z_j \& z_j R_j z_i].$$

これらの公理は以下の様に正当化される。「自然報酬の原理」は, 内的資源(ここでは労働スキル)に格差がない限り, 各個人の選好によって各個人の帰結が左右される事を排除する事を要請する。換言すれば, スキルが等しい個人間での帰結に対する機会の均等化を要請したい。スキルが等しい個人間での機会の等しさとは各個人の予算集合の等しさとして定義できようが, それは効率的価格の存在を前提した議論であって, 価格情報を必ずしも用いるとは限らない非パレート効率的な, 配分ルール一般に関して何も語る事が出来ない。故に, 予算集合の均等性の要求の代わりに, より一般的な無羨望性の要求を機会の平等性として意味付けると言うわけである。

しかしながら, 無羨望性の要求は, 基本的に選好プロファイルの性質によって, 帰結が影響される事を許容する。フロウベイ&マニキュエ (Fleurbaey and Maniquet(1996, 1999a, b))は, さらに選好プロファイルの変化に対して, 配分ルールが無頓着である事を要求する, 通常は情報効率性の公理と位置づけられるマスクン単調性 (Maskin Monotonicity; Maskin(1977))を「自然報酬の原理」のより強い公理として位置づけた:

マスクン単調性 (MM) (Maskin Monotonicity; Maskin(1977)):

$$\forall e = (N, s, R, f), e' = (N, s, R', f) \in E,$$

$$\forall z \in \varphi(e), \forall z' \in Z(e),$$

$$[\forall i \in N, z_i R_i z'_i \Rightarrow z_i R'_i z'_i] \Rightarrow$$

$$z' \in \varphi(e').$$

このMMを「自然報酬の原理」のより強い公理として正当化する為に、フロウバイ&マニキュエ (Fleurbaey and Maniquet(1997))は、以下の弱い匿名性条件を満たすルールの下では、MMはNEESを含意する事を示した：<sup>35)</sup>

等しい者への等しい取り扱い (ETE) (Equal Treatment for Equal)：

$$\forall e = (N, s, R, f) \in E, \forall z \in \varphi(e), \\ \forall i \in N, [s_i = s_j \& R_i = R_j] \Rightarrow z_i I_i z_j.$$

かくして、責任的要因に基づく格差に対する補償を要請しない事を主旨とした「自然報酬の原理」は、情報効率性の公理に置き換えられた。

他方、「補償の原理」に対応する以下の公理 (Fleurbaey and Maniquet(1996))は、拡張された純粋交換経済におけるそれと基本的に同じである：

等しい選好に対する等しい厚生 (EWEP) (Equal Welfare for Equal Preference)：

$$\forall e = (N, s, R, f) \in E, \forall z \in \varphi(e), \\ \forall i, j \in N, [R_i = R_j \Rightarrow z_i I_i z_j].$$

35) この論理的包含関係を根拠にして、フロウバイ&マニキュエはMMよりも論理的により強い情報効率性の公理——「支持価格独立性 (SPI) (Supporting Price Independence; Nagahisa (1991), Yoshihara(1998)), 「パレート独立性 (PI) (Pareto Independence; Gaspart(1998), Yoshihara (1998)) —— を「自然報酬の原理」を体現する公理として位置づける。実際、ガスパートは、ロック流自己所有権に基づく配分ルールの典型として本来提供された、「比例配分ルール」 (Proportional rule; Roemer and Silvestre(1989, 1993))を「責任的補償原理」の文脈で公理的に特徴づけた。そこでは、厚生のある下限水準を全ての個人に保証する公理とSPIやPIによって、比例配分ルールを特徴づけている (Gaspart (1998))。他方、吉原は、厚生のある上限を全ての個人に課する公理とSPIやPIを採用して、同じ比例配分ルールを情報効率性と分権的実行可能性の観点から特徴づけた (Yoshihara(1998, 1999, 2000))。比例配分ルールの分権的実行可能性に関しては、Roemer(1989), Suh(1995)をも参照の事。

一様な選好に対する等しい厚生 (EWUP) (Equal Welfare for Uniform Preference)：

$$\forall e = (N, s, R, f) \in E, \forall z \in \varphi(e), \\ [\forall i, j \in N, R_i = R_j] \Rightarrow [\forall i, j \in N, z_i I_i z_j].$$

一様な参照選好に対する等しい厚生 (EWURP) (Equal Welfare for Uniform Reference Preference)： $\tilde{R}$ が参照水準として与えられている。このとき、

$$\forall e = (N, s, R, f) \in E, \forall z \in \varphi(e), \\ [\forall i \in N, R_i = \tilde{R}] \Rightarrow [\forall i, j \in N, z_i I_i z_j].$$

これら基本的な「補償の原理」の三公理に加え、フロウバイ&マニキュエ (Fleurbaey and Maniquet(1999a))は、以下の様に、スキルの変化による帰結への影響の同方向性を要求する公理を提唱した：

スキル変化に対する連帯性 (SS) (Skill Solidarity; Fleurbaey and Maniquet(1999a))：

$$\forall e = (N, s, R, f), e' = (N, s', R, f) \in E, \\ \forall z \in \varphi(e), \forall z' \in \varphi(e'), \\ [\forall i \in N, z_i R_i z'_i] \text{ or } [\forall i \in N, z'_i R_i z_i].$$

フロウバイ&マニキュエ (Fleurbaey and Maniquet(1999a))は、通常の意味での匿名性の条件を配分ルールが満たす場合、SSはEWEPを含意する事を示して、この公理を「補償の原理」に関するより強い要請として位置づけた。

労働スキルに格差がある生産経済において、「自然的報酬の原理」と「補償の原理」の両立可能性に関する一般的メッセージは以下にして与えられた：

定理 (Fleurbaey and Maniquet(1996))：配分ルール  $\varphi$  はパレート効率配分のある部分集合を指定するものとする。このとき、NDESとEWEPとを伴に満たすルールは存在しない。

定理の証明を見れば明らかな様に、この不可能

性の帰結は、生産関数が線形であったとしても成立する。線形な生産環境の下でのパレート効率配分の要請はそれ程強いとは言えないので、この事は、ルールにパレート効率性の要請を課しているが故に不可能性の帰結が生じているとは言えない事を示している。

容易に確認できる様に、もし無羨望効率的配分ルール (No-envy and efficient allocation rule; Foley (1967)) がこの環境で well-defined ならば、そのルールは NEES と EWEP を共に満たす。しかし、この環境では無羨望効率的配分ルールは well-defined でない (Pazner and Schmeidler (1974))。そこで、4.1 節の、拡張された純粋交換経済での議論と同様、フロウバイ & マニキュエ (Fleurbaey and Maniquet (1996, 1999a, b)) は、無羨望基準を弱めた基準と、平等 = 等価基準それぞれを定義して、「自然的報酬の原理」と「補償の原理」のそれぞれのより弱い要請との関係を分析した。無羨望基準を弱めた基準を反映したルールが以下の  $\tilde{R}$ -参照厚生等価予算ルールである。今、消費空間  $X$  で定義される集合  $B(z, s, p)$  を価格  $p$  の下でスキル  $s$  の個人が消費  $z$  において享受する予算集合、また、消費空間  $X$  上の消費ベクトル  $m(R, B(z, s, p))$  は、選好順序  $R$  で評価した、予算集合  $B(z, s, p)$  内における最大値を表すように：

定義 (Fleurbaey and Maniquet (1996)) :  $\tilde{R}$  をある参照選好順序でとしよう。このとき、配分ルール  $\varphi^{\tilde{R}RWEB}$  が  $\tilde{R}$ -参照厚生等価予算 ( $\tilde{R}$ -RWEB) ( $\tilde{R}$ -Reference Welfare Equivalent Budget) であるとは： $\forall z \in \varphi^{\tilde{R}RWEB}(e)$ ,  
 $\exists p = (p_x, p_y) \in \mathbb{R}_+^2$ ,  
 s.t. 価格  $p$  は環境  $e$  における配分  $z$  の支持価格  
 &  $\forall i, j \in N$ ,  
 $m(\tilde{R}, B(z_i, s_i, p)) \tilde{I} m(\tilde{R}, B(z_j, s_j, p))$ .

この  $\tilde{R}$ -RWEB ルールは、参照選好順序を適

切に選択する事によっては、均等所得ワルラス配分ルール (EIW) (Equal Income Walrasian Rule; Pazner and Schmeidler (1978b)<sup>36)</sup> に、もしくは均等便益配分ルール (EB) (Equal Benefit rule; Varian (1974), Roemer and Silvestre (1989)<sup>37)</sup> に一致する。しかし、これら 2 つのルールに関しては、2 人の選好が等しいがスキルの異なる個人間の厚生比較をするに、EIW ではより高いスキルの個人がより低い個人を羨望するのに対して、EB ではより低いスキルの個人がより高いスキルの個人を羨望するという問題がある。この事からも、 $\tilde{R}$ -RWEB ルールは、「補償の原理」である EWEP を満たさないであろう事が予想されるが、実際、このルールは情報効率性に関する公理である MM を満たすものの、「補償の原理」に関しては最も弱い要求しか満たさない。このルールの特徴は以下の様にまとめられている：

定理 (Fleurbaey and Maniquet (1996)) :  $\tilde{R}$  をある参照選好順序でとしよう。また、配分ルールは全対応<sup>38)</sup> であり、パレート効率配分の部分集合を指定するものとしよう。このとき、 $\tilde{R}$ -RWEB ルールは MM, EWRP, 及び縮小独立 (CI)<sup>39)</sup> を満たす、集合包含関係に関して最小の配分ルールである。

フロウバイ & マニキュエ (Fleurbaey and Maniquet (1996)) はまた、EWEP と NEUS を伴に満たすパレート効率的配分を指定するル

36) Pazner and Schmeidler (1978b) では、完全-所得-公平配分ルール (Full-Income-Fair allocation rule) と称されている。

37) Varian (1974) では、富-公平配分ルール (Wealth-Fair allocation rule) と称されている。

38) 3 章での定義を見よ。

39) 縮小独立 (CI) (Contraction Independence; Moulin (1990)) :

$\forall e = (N, s, R, f)$ ,  $e' = (N, s, R, g) \in E$ ,  
 s.t.  $\forall x \in \mathbb{R}_+$ ,  $g(x) \leq f(x)$ ,  $\forall z \in \varphi(e)$ ,  
 $[z \in Z(e') \Rightarrow z \in \varphi(e')]$ .

ルとして以下のルールが well-defined である事を示している：

定義 (Fleurbaey and Maniquet (1996))：配分ルール  $\varphi^X$  は以下の様な性質を満たすものとする：

$$\forall e = (N, s, R, f) \in E, \forall z \in \varphi^X(e),$$

(1)  $z$  は  $e$  におけるパレート効率配分である；

$$(2) \exists p = (p_x, p_y) \in \mathbb{R}_+^2,$$

s.t. 価格  $p$  は環境  $z$  における配分  $z$  の支持価格、  
&  $\forall i \in N, z_i I_i m(R_i, B(z_k, s_k, p))$ ,

但し  $k$  はスキル水準が  $e$  において最低の個人である。

また、EWUP と NEES を伴って満たすパレート効率的配分を指定するルールとして以下のルールが well-defined である事を示している：

定義 (Fleurbaey and Maniquet (1996))：配分ルール  $\varphi^Y$  は以下の様な性質を満たすものとする：

$$\forall e = (N, s, R, f) \in E, \forall z \in \varphi^Y(e),$$

(1)  $z$  は  $e$  におけるパレート効率配分である；

(2)  $\exists p = (p_x, p_y) \in \mathbb{R}_+^2$ , s.t. 価格  $p$  は環境  $e$  における配分  $z$  の支持価格、&  $\forall i, j \in N$ ,

$$m(\hat{R}, B(z_i, s_i, p)) \hat{I} m(\hat{R}, B(z_j, s_j, p)),$$

但し、 $\hat{R}$  は関数  $\hat{u}(z) := \min_{i \in N} \{u_i(z)\}$  によって表現されており、

&  $u_i$  は  $R_i$  を以下の様にして表現するものである：

$$u_i(z) = r \Leftrightarrow z I_i(0, r) \text{ or } z I_i(-r, 0).$$

次に、平等＝等価基準に基づく配分ルールは、以下の様な解が提唱された：

定義 (Fleurbaey and Maniquet (1999a))：配分ルール  $\varphi^{0EE}$  が平等＝等価配分ルール (Egalitarian Equivalent rule) であるとは： $\forall e \in E, \exists y_0 \in \mathbb{R}_+, \forall z \in \varphi^{0EE}(e)$ ,

(1)  $z$  は  $e$  におけるパレート効率配分である；

$$(2) \forall i \in N, z_i I_i(0, y_0).$$

フロウベイ & マニキュエ (Fleurbaey and Maniquet (1999b)) は、平等＝等価配分ルール  $\varphi^{0EE}$  が SS と NEZS とを満たすパレート効率的配分を指定するルールである事を示した。

以上の帰結は、労働スキルに格差がある協同的生産経済における、スキル格差に起因する個人間の便益享受の格差を補償する資源配分問題でも、純粋交換経済と同様の「自然報酬の原理」と「補償の原理」の矛盾が生じる事、さらに両原理を体現する公理を弱める事によって、参照選好の下での無羨望配分を割り当てるルールと平等＝等価配分ルールを特徴づける事が可能である事を示している。また、前者が「自然報酬の原理」のより強い基準を満たす一方、「補償の原理」に関しては極めて限定的な要請しか出来ない事、後者に関してはちょうどその正反対の性質を有している事等なども、純粋交換経済における帰結に準じたものである。これらは、フロウベイ達の言うところの「自然報酬の原理」と「補償の原理」が、ドゥウォーキン、アーネソン等の「責任的補償原理」の概念を的確に定式化し得ていると評価できる限りにおいて、伝統的な二つの衡平配分ルール——無羨望配分ルールと平等＝等価配分ルール——を「責任」と「補償」という新たな視点から特徴づけした事に成功していると評価できるであろう。しかし、以下で見るように、彼らの「自然報酬の原理」と「補償の原理」の定式化は、ドゥウォーキン、アーネソン等の「責任的補償原理」を極めて帰結主義な観点からのみ定式化したものであって、彼らの本来の概念を的確に定式化し得ているとはいえないと思われる。そして、ドゥウォーキン、アーネソン等の「責任的補償原理」により適切と思われる定式化の下では、「自然報酬の原理」と「補償の原理」の矛盾というような状況は必ずしも成立するとは限らないのである。

#### 4.4 分配ルールに関する「自然報酬の原理」と「補償の原理」の定式化

まず最初に、「責任(responsibility)」についてももう少し詳細に見てみよう。フロウベイ(Fleurbaey(1995b, 1998))は責任性に関する概念について幾つかの解釈の場合分けをしている。まず、何に対する責任か、という視点で、「要因に対する責任」(responsibility over factors)と「帰結に対する責任」(responsibility over outcome)という場合分けを行っている。「要因に対する責任」は、個人的帰結を決定させたある要因の進化に対して個人に責任を負わせるものである。対して、「帰結に対する責任」は個人が得た帰結そのものにダイレクトに、如何なる要因がその帰結の理由になっているかに関心を払う事無く、責任を負わせるものである。「厚生上の平等」を分配的正義の基準として拒否する立場をとっての当面の関心は「要因に対する責任」に向けられよう。

第二に、フロウベイ(Fleurbaey(1995b, 1998))は何ゆえの責任かという視点で、「統制による責任」(responsibility by control)と「委託による責任」(responsibility by delegation)という概念の区分を行っている。「統制による責任」は、個人がある変数に対して完全な統制下にあるとき、その変数の価値の決定に関してその個人に責任を負わせるというものである。この概念に基づけば、人がある要因に関して責任を負う度合いは、その要因に対する個人の統制力の程度に依存する問題となる。「統制による責任」は、主に要因に対して割り当てられると言える。他方、「委託による責任」は、ある個人がある変数によって得た帰結に対してその他の個人もしくは社会が何も資源を投入しないと決定した時、その個人にその変数の価値に対して責任を負わせるものである。この概念は、変数に対して個人がどれほど統制力を有しているかという事と独立に、個人的責任を与えるものである。「委託による責任」は、その変数の運命に対して、社会的介入によって、干渉しない事を意味する

わけではなく、その変数によってより良い帰結をもたらす事はその個人自身の手委ねするという考え方である。フロウベイによれば、「委託による責任」は要因に対しても帰結に対してもいづれにも割れ当てられ得る。

フロウベイはさらに、「委託による責任」の概念においては、責任の性質はそれ自身、自由(liberty)の定義そのものであり、その場合の自由とは意思の行使というよりは個人の私的領域の存在により関連する概念であると述べる。「委託による責任」に基づく理論は必ずしも選択、意思に関する個人的自由と無差別なものではない事を強調すべきであると言うわけである。逆に、「統制による責任」においては、責任は自由の存在の帰結であり、その場合の自由とは選択や意思に関する個人的自由と見做されるものである。

明らかに、ドゥウォーキンやアーネソンの責任性に関する議論は、「統制による責任」概念に立脚したものと考えられる。生得のハンディキャップを背負う個人と高価な嗜好を持つ個人の例においてドゥウォーキンが、前者を自ら選択したわけでない苛酷な不運によって、ある一定の所得下で達成可能な効用水準が平均以下である個人と位置づけ、後者を自らの選択において高価なシャンパンでなければ満足できない高価な嗜好を発達させて来た結果として、ある一定の所得下で達成可能な効用水準が平均以下である個人と位置づけるとき、彼は「統制による責任」概念に基づく議論を展開していると言えよう。また、責任と補償の観点に基づく分配的正義論を「資源の平等」論として提唱する「ドゥウォーキンのカット」を巡って、「資源の平等」論の様な、個人の嗜好形成を自己責任要因と位置づける議論への批判を展開する際に、アーネソン(Arneson(1989))は、明らかに「要因に対する統制に基づく責任」という概念的立場に立っている。すなわち、人々が己の嗜好を全体として己の統制下で発展させてきたならば、その時に限り、その様な嗜好ゆえの厚生上の不遇に対して補償

する根拠はないであろう。しかし選好の形成が完全に個人の統制下で為される事は不可能であって、それ故に責任と補償の観点に基づく平等分配論としては、「資源の平等」の理論は成立しないとの立場に立つ。

個人の選好形成が責任要因であるか否かの論争にここではこれ以上立ち入らず、当面、責任要因であるか否かは決着済みと仮定しよう。その場合、個人の選好が彼に帰結上の不利益をもたらすと言う事は、それが個人の責任要因であると見做されようとそうでなかろうと、いずれであっても、選好に基づく行為の選択の結果に関して言及する事を意味しよう。すなわち、選好に基づく行為の選択のプロセスの存在を仮定しているのである。今、内的資源等の条件に個人間に格差がないとし、この選択行為のみが帰結に影響を及ぼし、その結果、ある個人に不利益をもたらすものとしよう。このとき、個人の選好形成が完全にその個人の統制下で為された責任的要因である以上、個人は自らの行為選択の帰結に基づく不利益に対して自己責任があるということになる。他方、個人の選好形成が完全にその個人の統制下で為されたものでないならば、個人は自らの行為選択の帰結に基づく不利益に対して何らかの補償を請求する権利を有するかもしれないという事になる。ポイントは、いずれの立場の議論であっても、個人は己の行為選択のプロセスを認められている事が前提になっていると言う事である。実際、ドゥウォーキンンの仮想的保険市場やオプション・ラックのアイデアは、個々人に行為の選択の機会を与える事で、その帰結に対して責任を負わせるという考え方を表明している。この意味で、「責任的補償原理」に基づく分配的正義の理論は、帰結に至るプロセス、手続きにも関心をよせる枠組みになっているように思われる。それ故に、「責任的補償原理」に基づく分配的正義の基準を実行する配分ルールは個々人に行為の選択の機会を与える枠組みになっているか、少なくとも行為の選択というプロセスに対する価値を評価

するような公理によって特徴づけられるべきものでなかろうか？

この点に関して翻って見てみるに、ローマーのドゥウォーキン批判もフロウベイ、ボッサール達の分析もいずれも帰結主義的な観点でのみ、配分ルールを評価している。ローマーのドゥウォーキン批判は「資源の平等」派ならば何であれ、受け入れるべき最低限の必要条件を、専ら配分の帰結的特徴に関する公理として述べるに止まっているし、フロウベイ、ボッサール達の分析も「責任的補償原理」の立場に立つ配分ルールならば、それがいかなる手続き的特性を持っていようとに関りなく最低限満たすべき条件を、やはり配分の帰結的特徴に関する公理として述べるに過ぎない。これに対する我々の反論は、「責任的補償原理」を帰結主義的な公理によるみ特徴づける事は、この議論に対する適正な評価を導けないのではないかと、言うものである。

例えば、協同的生産経済での資源配分問題における「自然報酬の原理」の公理として導入された、「等しいスキルに対する無羨望」(NEES)を取り上げてみよう。「無羨望」配分の決定は主観的選好プロファイルに依存する。スキルが等しい2人の個人間で多くのケースでは均衡な状況と見做される様な配分であっても、たまたま、ある個人がその奇怪な選好順序の為にもう一人の個人を羨望している時、それは是正されるべき事をNEESは要求する。しかし、各個人の選好の特性に対して、各々が責任を負わされる以上、なぜ彼が補償を受けるのかは説得的ではない。

また、「補償の原理」の公理として導入された「等しい選好に対する等しい厚生」(EWEP)は、本当に「責任的補償原理」の理念に基づく要請といえるであろうか？例えば、配分ルールがゲーム形式で与えられており、配分の決定はゲームの均衡によって定まるものとしよう。このゲーム形式は、選好が等しい2人の間で選好が等しい時、二人がうまく同じ戦略変数を選択する事によって、2人とも同じ厚生水準を享受できる

状態がゲームの均衡になるようにデザインされているとしよう。しかし例えそうであったとしても、選好プロファイル如何では、2人の個人が享受する効用水準が異なるような均衡戦略がさらに別に存在するケースがあり得る。このとき、このゲーム形式によって導かれる均衡配分の集合を各選好プロファイルに対して対応づける社会選択対応を定義すれば、この対応は帰結的特徴としてはゲーム形式として当初定義された配分ルールと同値である。明らかにこの社会選択対応はEWEPを満たさない。この事を以って、ゲーム形式として当初定義された配分ルールは「責任的補償原理」の理念に反するルールであると位置づけられるであろうか？

フロウベイ達のフレームワークでは確かにこの配分ルールは「責任的補償原理」の理念に反すると言う事になる。だが、このルールの手続き的特徴を注意深く見てみれば、2人の個人は選ばうと思えば同じ厚生水準を享受できる状態を帰結として導く事が可能ながら、戦略の自由な選択の結果として厚生の不平等をもたらしたに過ぎない事が思い出せよう。ルールにEWEPを要請する事とは、このような均衡配分に対してルールが介入する事を要請する事を意味しよう。しかしこれこそ「責任的補償原理」の理念に反する振る舞いではあるまいか？配分ルールをその帰結的特徴に関してのみ評価する限り、ごく自然な「補償の原理」に関する要請と思えたEWEPも、配分ルールのその手続き的特徴を注意深く評価する事によって、必ずしも「責任的補償原理」の理念と整合的な要請とは思えない場合が生じるのである。

この点に関連して、フロウベイ達の配分ルールが社会選択対応 (social choice correspondence) として定義されているのに対して<sup>40)</sup>、ク

ラニッチ、後藤・吉原[Kranich(1994); Gotoh and Yoshihara(1999; 2003); Yoshihara(2000)]等は、生産経済での労働供給の選択の自由を各個人に保証し、産出された財の分配の仕方を指定する分配ルール(distribution rule)を定義して、その衡平性を《責任と補償》原理の観点から分析している。分配ルールはゲーム形式(game form)として定義される関数であり、個人が選択の自由の行使の帰結に対する責任を負うことをより明示的に表現できる点に特徴がある。分配ルールにおける《自然報酬の原理》をいかに定義するかは様々な議論の余地があり得るが、一つはハンディキャップが等しい個人間ではより多い労働時間供給に対してより多い財の分配を行うことを要請するというものである[Gotoh and Yoshihara(1999; 2003); Yoshihara(2000)]。他方、《補償の原理》は等しい労働時間を供給する個人間では等しい帰結を補償するものとなる[Kranich(1994), Gotoh and Yoshihara(1999; 2003), Yoshihara(2000)]。このように定義された場合、両原理は必ずしも相矛盾するものではないことが示されるのである。

#### 参考文献

- Arneson, R., 1989: "Equality and Equal Opportunity for Welfare," *Philosophical Studies* 56, 77-93.
- Bossert, W., 1995: "Redistribution Mechanisms Based on Individual Characteristics," *Mathematical Social Science* 29, 1-17.
- Bossert, W. and Fleurbaey, M., 1996: "Redistribution and Compensation," *Social Choice and Welfare* 13, 343-356.
- Bossert, W. and Fleurbaey, M., and Van de gaer, D., 1999: "Responsibility, Talent, and Compensation: A Second-best Analysis," *Review of Economic Design* 4, 35-55.
- Cohen, G. A., 1985: "Nozick on Appropriation," *New Left Review* 150, 89-107.

40) この点に関しては、所得再分配ルール[Bossert(1995), etc.], も、労働スキル賦存の異なる協同生産経済での資源配分ルール[Fleurbaey and Maniquet(1996; 1999a)]も同様である。

- 1986: “Self-Ownership, World Ownership, and Equality: Part 2,” *Social Philosophy & Policy* 3, 77-96.
- 1989: “On the Currency of Egalitarian Justice,” *Ethics* 99, 906-44.
- 1993: “Equality of What? On Welfare, Goods, and Capabilities,” in M. Nussbaum and A. K. Sen (ed.), *The Quality of Life*, Oxford University Press: Oxford.
- Dworkin, R., 1981a: “What is Equality? Part 1 : Equality of Welfare,” *Philosophy & Public Affairs* 10, 185-246.
- 1981b: “What is Equality? Part 2 : Equality of Resources,” *Philosophy & Public Affairs* 10, 283-345.
- Fleurbaey, M., 1994: “On Fair Compensation,” *Theory and Decision* 36, 277-307.
- 1995a: “Three Solutions to the Compensation Problem,” *Journal of Economic Theory* 65, 505-521.
- 1995b: “Equality and Responsibility,” *European Economic Review* 39, 683-689.
- 1995c: “The Requisite of Equal Opportunity,” in W. A. Barnett, H. Moulin, M. Salles, and N. J. Schofield (ed.), *Social Choice, Welfare, and Ethics*, Cambridge University Press: Cambridge.
- 1995d: “Equal Opportunity or Equal Social Outcome,” *Economics and Philosophy* 11, 25-56.
- 1998: “Equality among Responsible Individuals,” in J. F. Laslier, M. Fleurbaey, N. Gravel, and A. Trannoy (ed.), *Freedom in Economics : New Perspectives in Normative Analysis*, Routledge.
- Fleurbaey, M. and Maniquet, F., 1996: “Fair Allocation with Unequal Production Skills: the No-Envy Approach to Compensation,” *Mathematical Social Sciences* 32, 71-93.
- 1997: “Implementability and Horizontal Equity Imply No-envy,” *Econometrica* 65, 1215-1219.
- 1999a: “Fair Allocation with Unequal Production Skills: the Solidarity Approach to Compensation,” *Social Choice and Welfare* 16, 569-584.
- 1999b: “Compensation and Responsibility,” mimeo.
- Foley, D., 1967: “Resource Allocation and the Public Sector,” *Yale Economic Essays* 7, 45-98.
- Gaspard, F., 1998: “Objective Measures of Well-Being and the Cooperative Production Problem,” *Social Choice and Welfare* 15, 95-112.
- Gotoh, R., and Yoshihara, N., 1999: “A Game Form Approach to Theories of Distributive Justice: —Formalizing the Needs Principle—,” in de Swart, Harrie., eds., *Logic, Game Theory and Social Choice*, Tilburg: Tilburg University Press, 168-183.
- 2003: “A Class of Fair Distribution Rules à la Rawls and Sen,” *Economic Theory* 22, 66-88.
- 後藤玲子・吉原直毅 1997. 「公正な分配システム」, mimeo.
- Iturbe-Ormaetxe, I., 1997: “Redistribution and Individual Characteristics,” *Review of Economic Design* 3, 45-55.
- Iturbe-Ormaetxe, I., and Nieto, J., 1996: “On Fair Allocation and Monetary Compensation,” *Economic Theory* 7, 125-138.
- Kalai, E., 1977: “Proportional Solutions to Bargaining Situations: Interpersonal Utility Comparison,” *Econometrica* 45, 1623-1630.
- Kranich, L., 1994: “Equal Division, Efficiency, and the Sovereign Supply of Labor,” *American Economic Review* 84, 178-189.
- Maniquet, F., 1998: “An Equal Right Solution to the Compensation-Responsibility Dilemma,” *Mathematical Social Sciences*, 35, 165-184.

- Maskin, E., 1977: "Nash Equilibrium and Welfare Optimality," mimeo.
- Moulin, H., 1987: "A Core Selection for Pricing a Single Output Monopoly," *Rand Journal of Economics* 18, 397-407.
- 1990: "Joint Ownership of a Convex Technology : Comparison of Three Solutions," *Review of Economic Studies* 57, 439-452.
- Moulin, H., and Roemer, J. E., 1989: "Public Ownership of the World and Private Ownership of Self," *Journal of Political Economy* 97, 347-67.
- Nagahisa, R., 1991: "A Local Independence Condition for Characterization of the Walras Rule," *Journal of Economic Theory* 54, 106-123.
- Nozick, R., 1974: *Anarchy, State and Utopia*, Oxford : Basil Blackwell. (嶋津格訳, 『アナキー・国家・ユートピア』上・下, 木鐸社, 1985/89)
- Pazner, E., and Schmeidler, D., 1974: "A Difficulty in the Concept of Fairness," *Review of Economic Studies* 41, 441-443.
- 1978a: "Egalitarian Equivalent Allocations: A New Concept of Economic Equity," *Quarterly Journal of Economics* 92, 671-687.
- 1978b: "Decentralization and Income Distribution in Socialist Economies," *Economic Inquiry*, 257-264.
- Rawls, J., 1971: *A Theory of Justice*, Harvard Univ. Press, Cambridge.
- Roemer, J. E., 1985: "Equality of Talent," *Economics and Philosophy* 1, 151-181.
- 1986: "Equality of Resource Implies Equality of Welfare," *Quarterly Journal of Economics* 101, 751-784.
- 1987: "Egalitarianism, Responsibility, and Information," *Economics and Philosophy* 3, 215-244.
- 1988: "Axiomatic Bargaining Theory on Economic Environment," *Journal of Economic Theory* 45, 1-31.
- 1989: "A Public Ownership Resolution of the Tragedy of the Commons," *Social Philosophy & Policy* 6, 74-92.
- 1994. *Egalitarian Perspectives: Essays in Philosophical Economics*. Cambridge Univ. Press : Cambridge.
- 1996. *Theories of Distributive Justice*. Harvard Univ. Press : Cambridge.
- Roemer, J. E., and Silvestre, J., 1989: "Public Ownership : Three Proposals for Resource Allocation," Department of Economics Working Paper No.307, University of California, Davis.
- Roemer, J. E., and Silvestre, J., 1993: "The Proportional Solution for Economies with Both Private and Public Ownership," *Journal of Economic Theory* 59, 426-444.
- Sen, A. K., 1979: "Utilitarianism and Welfarism," *Journal of Philosophy* 76, 463-489.
- 1980: "Equality of What?" in S. McMurrin (ed.), *Tanner Lectures on Human Values*. 1, Cambridge Univ. Press, Cambridge.
- 1985. *Commodities and Capabilities*, North-Holland : Amsterdam.
- Sprumont, Y., 1997: "Balanced Egalitarian Redistribution of Income," *Mathematical Social Sciences* 33, 185-202.
- Suh, S-C., 1995: "A Mechanism Implementing the Proportional Solution," *Economic Design* 1, 301-317.
- 鈴村興太郎・吉原直毅, 2000. 「責任と補償 : 厚生経済学の新しいパラダイム」, 『経済研究』51巻2号, 162-184.
- Thomson, W., 1988: "A Study of Choice Correspondences in Economies with a Variable Number of Agents," *Journal of Economic Theory* 46, 237-254.

- Varian, H. R., 1974: "Equity, Envy, and Efficiency," *Journal of Economic Theory* 9, 63-91.
- Yoshihara, N., 1998: "Characterizations of Public and Private Ownership Solutions," *Mathematical Social Sciences* 35, 165-184.
- 1999: "Natural and Double Implementation of Public Ownership Solutions in Differentiable Production Economies," *Review of Economic Design* 4, 127-151.
- 2000: "A Characterizations of Natural and Double Implementation in Production Economies," *Social Choice and Welfare* 17-4, 571-599.
- 2000: "On Efficient and Procedurally-Fair Equilibrium Allocations in Sharing Games," Discussion Paper No. 397, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.
- 2003: "Characterizations of Bargaining Solutions in Production Economies with Unequal Skills," *Journal of Economic Theory* 108, 256-285.
- 2001: "Solidarity and the Nash Bargaining Solution," Discussion Paper No. 409, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.
- 吉原直毅 1999a: 「分配的正義の理論への数理経済学的アプローチ」, 高増 明・松井 暁編『アナリティカル・マルクシズム』(ナカニシヤ出版) 第8章.